

## 令和4年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和4年9月9日（金曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 令和4年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 2号 令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 3号 令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4号 令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 5号 令和4年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第 7号 せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 14 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 15 議案第 8号 物品売買契約の締結について（陸砂）
- 16 報告第 1号 令和3年度健全化判断比率の報告について
- 17 報告第 2号 令和3年度公営企業資金不足比率の報告について
- 18 認定第1号から認定第11号を一括上程  
〔令和3年度各会計決算に関する提案説明〕  
〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 19 意見書案第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書
- 20 意見書案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 21 意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
- 22 意見書案第4号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書
- 23 意見書案第5号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- 24 意見書案第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 25 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	吉田	実君	2番	梶田	道廣君
3番	本多	浩君	4番	橋本	一夫君
5番	熊野	主税君	6番	道高	勉君
7番	大湯	圓郷君	8番	横山	一康君
9番	石原	広務君	10番	平澤	等君
11番	菅原	義幸君	12番	真柄	克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞光君
教育委員会教育長	小坂橋	司君
農業委員会会長	原田	喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪	観誠君
代表監査委員	残間	正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則君
総務課長	原	進君
まちづくり推進課長	神田	昌君
財政課長	佐藤	英美君
税務課長	濱登	幸恵君
町民児童課長	高橋	純君
認定こども園長	伊藤	悦子君
保健福祉課長	樋口	靖君
農務課長	河原	泰平君
水産林務課長	杉村	輝明君
建設水道課長	平田	大輔君
会計管理者	杉村	彰君
国保病院事務局長	西村	晋悟君
総務課長補佐	小林	和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀君
財政課長補佐	井村	裕行君

税務課長補佐	奥村大樹君
町民児童課長補佐	上野大朋広君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
地域包括支援センター所長	長内京君
農務課長補佐	吉田有哉君
建設水道課長補佐	金澤喜嗣君
建設水道課長補佐	鈴木涼平君
国保病院事務局次長	手塚清人君
総務課主幹	中山康春君
まちづくり推進課主幹	伊藤藤哲史君
まちづくり推進課主幹	斉藤藤哲章君
保健福祉課主幹	古守亜珠君
保健福祉課主幹	水野万寿夫君
保健福祉課主幹	垣本利子君
保健福祉課主幹	伊瀬亮君
地域包括支援センター主幹	今川勇吾君
農務課主幹	斉藤真君
水産林務課主幹	油谷好彦君
建設水道課主幹	桑田一良君
防災係長	岡島讓二君
情報管理係長	又村智君
財政係長	稲船洋志君
環境衛生係長	原田宰君
児童福祉係長	林亮輔君
障がい福祉係長	平田慎太郎君
保健推進係長	安藤麗香君
包括支援係長	大久保麻未君
地域支援係長	金澤早苗君
地域支援係長	田畑貴子君
業務係長	北山典孝君

《瀬棚支所》

支所長	増田和彦君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子君
福祉係長	稲船奈穂子君

《大成支所》

支所長	中川讓君
-----	------

福 祉 係 長 河 野 葉 子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君  
次 長 山 本 亨 君  
主 幹 長 内 解 人 君  
主 幹 尾 野 真 也 君  
学 校 給 食 係 長 山 崎 英 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 優 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君  
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君  
次 長 松 原 孝 樹 君  
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、令和4年第3回せたな町議会定例会は成  
立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において6番、道高勉議員、7番、大湯圓郷議員を本  
日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月14日までの6日間といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月14日までの6日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議長のお許しをいただきました。行政報告をさせていただきます。3件  
でございます。

まず8月15日から16日に発生した大雨による被害状況について9月7日現在での報告をさ

せていただきます。

被害状況については、お手元の資料になりますが、②の住家被害については、床下浸水の被害が1棟で10万円の被害額となっております。次に④の農業被害では、田、畑の流失、埋没等の農地被害が46.99ヘクタールで510万円、田、畑の農作物被害が325.88ヘクタールで7,240万3,000円、農業用施設などでは、土砂堆積や法面崩壊など69箇所です。9,697万円となっており、農業被害総額は1億7,447万3,000円となっております。次に⑤の土木被害では、河川被害が河岸の決壊など25箇所です。9,420万円、道路被害が路肩決壊、法面崩壊など51箇所です。2億500万円、橋梁被害が橋台護岸流失など3箇所です。1,420万円、貝取潤温泉管流失による被害が100万円となっており、土木被害総額は3億1,440万円となっております。次に⑥の水産被害では、漁港の流木漂着など6箇所です。被害額は現在、調査中となっております。次に⑦の林業被害では、治山施設及び林道の法面崩壊、側溝閉塞など9箇所です。被害額は現在、調査中となっております。次に⑧の衛生被害では、配水管流失など12箇所です。1,190万円の被害額となっております。次に⑩の公立文教施設被害では、久遠小学校の校舎裏土砂崩れで20万円の被害額となっております。次に⑬その他の被害では、太田公衆トイレ貯水タンク破損や宮野地区避難道土砂崩れなど3箇所です。63万1,000円の被害額となっております。なお今回の大雨による被害総額については、現在、確認されている額で5億170万4,000円となっております。

次の2番工事発注状況、3番町長、副町長の動向についてはお手元の別紙のとおりでございます。ご参照願います。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） ただいま議長のお許しが出ましたので住宅リフォームなど助成金について町長に質問いたします。

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る住宅リフォームなどに要する経費の一部を助成し、町民が安心して快適に暮らせる居住環境の整備や産業振興における雇用を促進するとともに、経済対策事業として地域経済の活性化を図る目的でリフォームに要した20%、上限を30万円とし令和3年度、4年度に実施されている事業です。令和3年度では件数153件、事業費1億9,498万7,322円、補助対象金額1億7,680万5,205円、補助金額合計2,905万9,000円です。令和4年度7月末で件数130件、事業費1億9,575万940円、

補助対象金額1億7,795万5,405円、補助金額2,777万6,000円です。令和3年度と4年度7月末までと比べて件数では23件少なく、事業費補助対象金額についてはほぼ同額で、補助金額については満額に迫っています。数字を見てわかるように資材の値上がりが響いていると判断せざるを得ません。いくつかの事業所に聞いてみたところ、外装を主体にしている業者では今年度の天候等で遅延が発生し、残る見込みの件数が多く、利用者に迷惑をかけるのを心配しているとのことでした。特に屋根の張り替えをする業者、塗装業者に施工をお願いしている利用者也困るということになります。年度内に完了できなかった町民に対しての救済措置は考えておられますか。

この事業についてはさらに継続していただきたいと考えますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 橋本議員のご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、今年度は昨年度末において実施できなかった工事が今年度に集中していることから発注件数も多く、更には昨年度と同様に給湯設備や建築資材の品薄が続いていると聞いております。本事業は2年間の実施計画によって進めており今年度が最終年度となっております。今後、業者への聞き取りなど、これからの申請件数や進捗状況を注視しながら1年間の期間延長について前向きに検討させていただきたいと考えております。ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） これで4番、橋本一夫議員の質問を終わります。

続いて9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは一般質問をさせていただきます。増養殖推進室(仮称)の設置について。これは前浜における増養殖のさらなる可能性の検証、また様々な要望に支援するための課題や取組方の協議等々、これはちょっとした一部の例をして上げさせていただきました。推進室を立ち上げ将来に渡り漁業振興に繋げるためにも増養殖推進室(仮称)を設置するべきと考えますが町長の見解は。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。

現在、前浜における増養殖への取組については、ウニ、ナマコを中心に支援しており、新たな取組や課題等については、漁業者の意向や試験場などの研究機関等の助言並びに技術的指導をいただきながら対応してきているところであります。議員ご指摘の漁業振興につきましては、これは水産林務課の主たる業務と認識しており、新たな推進室の設置については考えておりません。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） おっしゃるとおりなんです。漁業振興については、担当課が本当に前浜に出向き、町長も漁業者と懇談する場もありながらここまできてるのは実態です。ただ流れ物という言い方を浜のほうではするんですが、ようは町長ご存知のとおりイカやその他の不漁については深刻な状況なんです。町長としては再三にわたり、要は今後は育てる漁業、これを切り替え

る声もある。町長もその考えを志す旨の発言がこの議会の場でも聞かれるようになりました。確かに取り組みとしては十分担当課が苦慮しながらやっているというふうに私も認識しています。ただ他の自治体でもこういった、私は仮称で推進室というふうに限定的なものの名称で今一般質問させていただいていますが、こういった取り組みが町全体、協議会組織のような形で横断的な部署に取り組み、それで今せたなでも進めているふるさと納税、良い物を作るといような考えの一端にもなる可能性があるわけです。担当課だけでなく全体で推進室、ほかの名称でもいいです。町全体が漁業に係らなくなるかもしれません。農産物もそれはもちろん取り入れることになるでしょう。漁業の振興にも繋がります。そういった前向きな形でぜひこのような取り組みをしていただきたいと思います。できればそういった部署、通告した推進室なるものをぜひ積極的に設置していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 現在、先ほどお話をしましたようにナマコ、ウニのほかにトラウトサーモンの試験養殖をやっているところでございます。このトラウトサーモンにつきましては3年間試験事業を進めまして、事業化を狙っているという試験でございます。まだ残念ながら事業化ができるという状況にはございません。したがってそうした状況となって多くの漁業者が取り組むという段になって他の部署と横断的な連携が必要になるという状況になれば、そういったことも考えられるということになると思いますが、今の段階ではそうしたことは見通せないという状況の中では、先ほども答弁しましたように今設置しなければならないという必要性はないというふうに感じております。必要となった場合についてはそういうことも考えてまいりたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 繰り返しになりますが、ウニ、ナマコは町としてもそれなりの支援はしていただいております。ナマコに関しても試験という言葉が付きながら浜の要望にも応えていただいております。価格も上がってきてそれ以上の要望もナマコに関してはあります。ただそこは担当課が浜から直接要望を聴いてそれなりの対応をしていただいていると私も認識しています。その時が来たら今の段階ではそういった推進室を立ち上げるような状況ではないと。ただその時になったら立ち上げていただけるかのような答弁だったので、ぜひそういった状況が来ますから、漁業振興はこれ欠かせません。農業振興もそうです。その要望に応えるため事業化として成功するような形で横断的な形で漁業振興をできるようなこういった組織体制、ぜひご検討いただいて、それなりの町長がおっしゃる時期が来たら本当に力を入れてこういった取り組みをしていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） いつも私は思っているんですが、こうした新たな取り組みにつきましては、これはトップダウンではなくて、ボトムアップという考え方がいいんだと思います。したがって漁業者がそうしたことに積極的に取り組むという姿勢、それを受けて漁協がそれをしっかりまとめて様々な支援をしていくと、その上で町がそうした状況を見ながら町としての役割を



果たしていくということになるんだと思いますので、そういうことでしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて2問目の質問に入ります。

石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは、せたな雅荘についてです。来年4月に再開をする予定になっていますが、町が決めた1億2,500万円の補助金は、準備期間とした入所者が居ない今年度を含めた5カ年計画を基に要望された雅荘の事業運営費と私は理解しています。再開に向けての協議は、町と雄心会、恵福会と進めてきたと思われませんが、6年目以降について方向性と町長の考え方を示して、その協議をするべきと思うが町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

せたな雅荘運営事業に係る5年間の助成金交付につきましては、議会での議決をいただいているところでありますが、6年目以降につきましては、今の段階では、これは計画どおりに運営されることに期待をしているというところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原広務議員。

○9番（石原広務君） 1億2,500万円は確かに議会で議決しているんです。ただその議決という言葉で、要はこの数年間の中でも議会で議決しました、決定していただきました、そういう言葉が再三にわたって町長の口から発せられているんです。これは常任委員会でも様々議論されたじゃないですか。ましてや雄心会、これは恵福会と合併して今主体である老人ホームの事業運営もしていただいています。ただ雄心会の紹介の時は最初、町長は秘策だったんです。その次に名前が出たときは、それなりのノウハウがあるから雅荘の運営もしていただけたらと思います。そういった紹介だったんです。ところがいろいろな期日、例えば合併の協議、常任委員会での報告とずれてきたことがあったんです。協議の結果、雅荘の単体での運営は困難だと、これはノウハウのある雄心会さんの本当に当然の決断だったと思います。その上で再開に向けて1億2,500万円、先ほど町長もおっしゃいましたが5年間の計画を基に要望として出されてきたんです。常任委員会での提言の中に5年間この計画で令和4年度に関しては入所者ゼロの計画になっているけど、それはいち早く取り組んで入所者を確保すべきだという意見もあったんです。ただ単に議決に進んでいったわけじゃないんです。5カ年計画でそれなりに雄心会さんは苦勞しながらやっていただけたらと思います。町長も思いますという言い方をしていますが。ただ入所者、この確保に苦勞する入所者に関して仮に、確かに一部の高齢者から雅荘の再開を望んでいる声はあります。再開できたら入りたいということを高齢者が口にしていう情報もあります。ただそれに係る職員も雄心会さんが努力して外国人の採用も、今は研修期間なんでしょうけど、おそらく今の国の考えでは少し考えも変わってきたようですけど、その養成期間の方々には本来だったら自賄でそういった経費をもたいたならない状況、それは今後おそらく変わるでしょう。それはなぜかと言ったら雅荘再開に向けて職員が足りないから。入所者が仮に希望通りに入れたと、

介護職員も大変な仕事だとわかっていながらそういった仕事に就く思いで再開に向かってそれなりの努力もされていると思います。ただ5年間の計画、これは間違いなく町から1億2,500万出る予定になってますからいろいろ問題がありますけど。ただ6年目以降、要はすでに結論が出ている雄心会さん側で判断している雅荘の単体での事業運営は困難と、それを今入所者確保、職員も確保、6年目以降不安を抱えているのもこれは生の声であります。そういった方々に町長、支援した町の町長としてそういった不安解消、あるいは疑問に答える、これは責務があると思います。そういった方々にも明快な今の町長の考えを示すべきですし、早期に将来展望も含めて雄心会側と協議するべきだと思いますがいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。雅荘の再開につきましては、町も議員の皆さんも再開に向けて随分ご苦勞をいただきました。再開を目指して様々な議論がございましたが、町が支援をすることで再開に目処が付いたということで令和5年4月再開を目指して進んでいるところでございます。けして議員の皆さんにお示しをした計画は不安を与えるようなものではございません。したがってこの計画どおり事が運ぶよう私たちとして期待をしているというところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 再々質問をさせていただきます。

5カ年計画は確か見る限り不安が、私は6年目以降のことを言っているんです。5カ年計画は確かに1億2,500万円、それなりに5年目までは担保されているんです。6年目以降、要は入所した方、働く場として選んだ方々に6年目以降も不安があるという声に対して町長明快な答弁できませんか。雅荘については、先ほど増養殖推進室に関してはこの場ではお断りされたんですけど、再開に向けての推進室を町が独自で立ち上げたんですよ。福祉課はもちろんですけど、総務課、まちづくり推進課、財政課長、それが常任委員会に提示されて常任委員会から副町長を座長にするべきだという意見があって推進室まで立ち上げたんですよ。その経過、経緯は個人的な認識も含みますので、あえてここでは申し上げませんが、再開に向けてそういった町としての意気込みというか、そういう状況をしてきたわけですよ。それで再開しました、5カ年計画はこれは不安を与えるものではありません、ではなくて、そういったことで再開して5年間の計画のことではなくて6年目以降、要は雅荘を再開して6年目以降も入所者、働く方が、入所者のご家族もそうですけど、安心して過ごせるか、暮らせるか、そういったことに関して1億2,500万を支援として考えてきた町長としてこれはどうなんでしょう、はっきりとした説明も含めてすべきだと思いますがいかがですか。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長の議事進行に問題があると思いますよ私は。理由を申し上げておきます。石原議員の質問通告は明瞭なんです。6年目以降について方向性と町長の考え方を示しての協議をするべきと思うが町長の考え方を伺いますと。これは最初の質問でも2度目の質問で

も答えてないんです。石原議員はそのことを指摘しないままに3度目の質問に入りましたから、そのことについては申し上げませんが、あきらかに通告に沿った答弁でないんです。これは議長の議事整理件の中できちんと答弁させるべき問題だと思いますので、議事整理件を正當に発動するように申し上げたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをいたします。

これまでの雄心会における雅荘の再開についての議会での議論、これは5年間を過ぎた6年目以降も安定期間ということで収支計画が出されております。これは議員もご承知のことと思います。こうした議論を議会の中でしていただいて、これでよしということで支援が議決されたものというふうに感じているところでございます。そういうことで計画通り進むことを期待しているというふうに申し上げたところでございます。私の考え方というご指摘もございましたので、これが私の考え方ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 先ほど副議長からも議事進行かけて議長の裁きというか、そういうふうに指摘されたんですけど、6年目以降のことはそういったことだけなんですか。その辺も含めて全然答えになってないような気がするんです。議長の裁きでよろしくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 質問者に申し上げますが、町長として方向性を協議すべきと思うが、町長の考えを伺いますという質問です。これに対して町長は現段階ではそれは考えていないという答弁だと私は理解しているんですが、そういうことで町長よろしいんですね。町長、協議をする方向であるというふうに考えていいんですか。その辺の答弁を明確にしてもらわないとこういう形になるんだと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 雄心会に支援をすると、雅荘の再開を雄心会にお願いをすると、支援をするということで、これは話がつきました。これは議会での様々な議論がございましたが議員の皆さんにもご理解をいただいてこの議決をいただいたものでございます。それはこの説明した計画通り今作業が進んでいるというふうに思っております。まだ再開はしておりませんが、これから再開すると、令和5年4月再開という目途で今作業が進んでいるところでございますが、そういった状況を私たちとしては5年間はもちろんでありますが、6年目以降も計画通り進むものというふうに考えているところでございますので、これは今議論する必要がないと思っているところでございます。これが私の考え方であります。

○議長（真柄克紀君） それでは3問目の質問に入ります。

石原広務議員。

○9番（石原広務君） また別の機会で協議させていただきたいと思います。

それでは3問目、第17回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での総務課長答弁についてです。役場内部に設置している対策本部での感染状況の周知をメールで行い情報共有している旨の答弁が総務課長からありました。これが誤りだったと第18回の特別委員会で総務課長

自ら訂正とお詫びの説明がされました。第17回の特別委員会での答弁では、メールは送っていて、各課の職員に伝わっていないのは、それぞれの課長の落ち度と解する答弁でしたが、調べたらメールは送っていなかったことが判明いたしました。この度の事態に対する町長見解とその後の議会への対応や、その後の措置について報告を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えします。この質問は政策議論ではございませんので、これはその後の経過ということでご報告をさせていただきたいと思っております。

第17回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での石原議員に対する総務課長の答弁についてですが、本人の勘違いから誤った答弁となり、その後の対応については、7月1日開催の第25回せたな町新型コロナウイルス対策本部会議の中で、総務課長より反省の弁と各課長の信用を失墜させる答弁になったことについてお詫びがありました。またこの件に係わり総務課長からは6月23日付けで始末書が提出され、6月27日せたな町懲戒処分審査委員会を経て、7月5日に総務課長を処分したところでございます。ご質問にある議会への対応については、議員もご承知の通り、第18回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で総務課長が答弁の訂正とお詫びをしていることから対応済みであると考えています。なお、この答弁に対し私の見解でございますが、特別委員会などを含め議会での答弁については、ご質問に対し適確な答弁をすることが前提でありますことから、総務課長を含め各職員にはこのことを徹底してまいらざるを得ないと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 答弁の中で聞き取れなかった部分なんです。この一般質問に関しては政策等に対する質問ではないからという旨の冒頭での答弁だったと思うんですが、いや私、再質問、再答弁というのは正直言うとそれなりの見解を含めてお答えがあればしないうちでいたんです。確かに勘違いでしたという報告でした。でも町長あれですよ、メールを送っていて各課の職員に伝わっていないのは課長の落ち度と理解せざるを得ない答弁です。これ勘違いで済みますか。特別委員会の場合です確かに。でも議会軽視と言わざるを得ない状況にこれ発展する可能性だってあったわけじゃないですか。特別委員会の席で総務課長自ら謝罪、お詫びしました。これは私の考えすぎかもしれませんが、事務方トップの副町長あるいはそのトップの町長も、例えば大袈裟かもしれませんが、横に立っていただいてそれなりの姿勢を見せていただければというのは、これは勝手な思いです。議会に対する対応も私としては、それなりのことが判明した時点で良識あるいち早い報告、私自身ではなくて、要は正副議長なりに報告をしていただきたかったというのは、これは率直な思いです。このようなことが無いようにということがあったのでそこは期待させていただきますし、これ軽視という形で今後本当に起こってはいけないことだったと思っております。その辺、改めてまたね、繰り返しになるかもしれませんが、町長改めてご見解よろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

この件につきましては、先ほども申し上げましたように第18回の調査特別委員会で答弁の訂正とお詫びを総務課長がしたところでございます。その後、議員からのお話は何もございませんでした。私のほうのもう少し配慮が足りなかったといえればそういうことになるのかと思いますが、これで対応済という判断をしたところでございます。ただこうした誤った答弁ということにつきましては、町としてはしっかりと始末書の提出をもらって、そして懲戒処分審査委員会で答申をいただいて処分をさせていただきました。これはしっかりと対応したつもりでございます。そういったことで私たちとしては十分この件については吟味をしたと思っておりますし、更にこうした答弁のないように総務課長はじめ、各幹部職員に対しては徹底を促したということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

私が至らなかった分については、お詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（真柄克紀君） それではこれで石原広務議員の質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは部活動の地域移行に関して町の考え方についてご質問させていただきたいと思います。

部活動は学年を離れた集団の中でお互いを認め合い、励まし合いながら豊かな人間性や社会性を育み、生徒の健全な心身の育成にとって極めて重要な意義を持つと言われております。しかし近年の少子化による部員の減少、教員の働き方改革が議論されていることなどを背景にスポーツ庁の有識者会議は、今年6月、休日の部活動指導を学校単位から地域単位への取り組みとする部活動の地域移行を提言いたしました。この提言では令和5年度から令和7年度末を改革集中期間と定め、合意形成、環境整備等、地域の実情を考慮しつつも、できるだけ早期の移行実現を目指すもの、こういうふうにしております。少子化や先生方の長時間勤務の解消、生徒達の選択肢を増やすことなど部活動の地域移行に関しては十分に理解できるものでありますが、地域移行の受け皿や指導者の確保、費用や保険など、この提言でも移行に向けて対応しなければならない課題が多岐にわたり指摘されております。部活動の地域移行は、学校や地域にとってこれまでにない大きな取り組みになると思います。この取り組みを円滑に推進するためには、しっかりと学校や地域の実態を把握し、計画的にこれらの課題解決に取り組まなければならないと私は考えております。

以下4点について町側のお考えを伺います。

1番、町内の部活動の活動状況とその課題をお伺いいたします。

2番、部活動を地域移行することによってのメリット、また解決しなければならない課題をお伺いいたします。

3番、地域移行実施に向けてのスケジュールと、どこが調整役を担うのかお伺いいたします。

4番、地域移行することにより新たな予算措置や保護者負担が必要になると予想されますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 質問者から教育長、町長に答弁の要望がございますので、まず教育長の答弁を許します。

○教育長（小板橋司君） それでは私のほうから1点目、2点目、3点目のご質問お答えいたします。

町内の部活動の活動状況については、3つの中学校でそれぞれですが今年は野球、サッカー、バドミントン、陸上、バスケット、吹奏楽がありまして、野球については町内3校の合同チーム、サッカーについては北檜山中学校のみですが乙部中学校との合同チーム、吹奏楽については大成中学校と瀬棚中学校が合同で活動していて、ほかのバドミントン、陸上、バスケットについては各学校単独での活動となっているのが当町の現状でございます。また年々生徒数も減少しておりそれぞれの部活動単独での活動が難しい状況であること。生徒数が減少することにより教員数も減少することなどから指導者の確保が難しくなっているということなどが課題となっております。

2点目のご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行については、今年6月にスポーツ庁有識者会議が休日の部活動指導を学校単位から地域単位へ令和5年度から令和7年度の間で移行するという旨の取り組みが提言されました。このことについてのメリットについては少子化の中でも、将来にわたり子供達がスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することや学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を目指すことなどがあげられております。しかし地域移行の実現に向けては、指導者の確保をはじめ、受け皿としての地域スポーツ団体との協議が重要な課題であり、地域移行のイメージなどを保護者と共有し共通理解の上で進めることが大切であると考えております。また受け皿の団体への予算的支援についても重要な課題と考えておりますが、今回の提言の中では具体が示されておられませんので、このことにつきましても今後の動きについて注視していきたいと思っております。

3点目のご質問にお答えします。

地域移行実施に向けて、教育委員会事務局が事務局となり今年度中に当町の方針を策定し、その中で地域移行に向けた体制のイメージを示し、学校、地域団体と協議したあと保護者への説明を行い、令和5年度から令和7年度までの間の実施に向けて進めてまいりたいと考えております。なおスケジュールについてはこのようなイメージですが、現時点では提言があったばかりでございますので、今後の国からの通知などについて配慮しながら慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 続いて高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、有識者会議の提言を受けまして文部科学省から方向性が示されたところであります。地域移行することによる新たな予算措置や保護者負担につきましても、先ほども教育長からも申し上げておおり、予算的支援については必要だというふうに思っておりますが、しかし提言がされたばかりで、その中には予算措置については示されておられません。制度設計の全体像がまだ示されていないということになります。そうしたことから今後その具体が示された段階で対応する

ことになるのかと思います。その辺の理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきます。

まず1番と4番の質問に関してです。ただいま教育長からご報告いただいたように、既に我が町の部活動の状況というのは、有識者会議が提言したように少子化の中で部員の減少が著しい状況がよく分かりました。私、教育委員会から資料をいただいております。北檜山中学校は部活動が、バドミントン、野球、サッカー、バスケットの運動部であって、あと吹奏楽の6つで任意加入になってます北檜山中学校は。大成中学校は、陸上部と野球部と吹奏楽部の3つ、瀬棚中学校はバドミントン、野球、サッカー、吹奏楽。サッカーは今休部中ということになっています。それで野球部に関しては、もう既に瀬棚中、大成中、北檜山中の合同チームでやっているというような状況です。このような状況を見ても、かなり生徒達一人一人、選択の幅ですとかいろいろな活動に親しむ機会を確保するという観点からいくと、なかなか厳しい状況になっているのが見てとれますので、ぜひその辺のところは何らかの対応をしっかりとっていただきたいと思います。この一つの回答がもしかしたら地域移行ということになるかもしれませんのでしっかりと考えていただきたいと思います。

また4番の町長からも今ご答弁いただきましたが、予算措置が必要だと思ふということで、そこは安心しました。提言が6月に出たばかりですので、まだ制度設計詳細まで国のほうもやってないということはよく理解できます。国が政策的に学校単位から地域単位に部活動を移行するというものでありますから、当然、私は国が財政的な裏付けもやってくれるものと思いますが、ただ実は国が令和3年度に地域運動部活動推進事業というものを実施しております。この休日の部活動の地域移行を先取りして、昨年度もう全国の何団体か、114箇所での試験的な事業やっているんです。そこの報告書を読んでみますと、受皿団体や地域人材の確保の問題も出てましたが、やはり財政的な支援が必要だということも報告書に多々出てました。このことから鑑みましても、しっかりと私は町の責務として国や道に財政的な支援を頼むということこれから言っていかなければいけないと思いますので、そこは町長にしっかりとお願いしておきたいというふうに思います。またこれ国、道に頼るだけでなく、町独自も財政的な面からどのようにしたらこの地域移行がスムーズに進むかということもしっかりと検討していく、これは教育委員会の役目だと思いますので合わせて町側と連携を取りながらやっていっていただきたい。これは①と④に関しては要望という形でお伝えしておきたいと思います。

1番問題になります②と③のところです。その課題のことです。先ほど教育長のほうも、課題は受皿団体の確保や指導者の確保ということをおっしゃってございました。私もそのとおりではないかなと思います。もう一つ私大事なことは、学校と地域、それに行政、教育長は教育委員会もしっかりと司令塔としての役割を担うというふうにおっしゃっていたので安心しておりますが、学校、地域、そして行政の3者が共通認識を持つということが非常に大事になってくると思いますので、そのことをしっかりと議論していただきたいと思います。地域移行に向けてはこれ本当に今までここにいるほとんどの方が学校で部活動をしていた。戦後長くこのような形をとっ

ていたのを地域に移行していくということで大きな改革になると思います。ですから学校、地域、行政の3者がしっかりと連携を取ってやっけていかないと非常にこの地域移行スムーズに進まないというふうに思いますので、教育委員会には大変ご苦勞をおかけすることに、なるかとは思いますが、中心的な役割を果たしていくことについて、再度その意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋教育長。

○教育長（小坂橋司君） 2点目の質問は、学校、地域、行政が連携するにあたっての教育委員会の行政のリーダーシップということかと思えますけども、先ほども申し上げましたが、教育委員会事務局が国でよく言っているところのコーディネーター的な役割を果たしていかなければならないと思ってます。教育委員会事務局にも学校教育と社会教育がありますので、これらが一緒になってプロジェクトチーム的なものを作りまして、学校、地域団体、そして保護者などをイメージしながら、慎重かつスムーズな部活動の地域移行ができるよう取り組んでいきたいというふうに考えてますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） では再々質問をさせていただきます。

今、教育長のほうから教育委員会事務局の中にある学校教育、社会教育の中からきちんとしたチームを作ってこの任にあたっていくという力強いお言葉をいただきました。このような組織体でやっけていけば何とか私もこの地域移行という大きなテーマができるような気はしています。もう一つ重要なこと、教育長の答弁の中にも地域、保護者との連携をしっかりとやっけていくというお言葉もありましたが、ここ非常に大事だと思うんです。先ほど私が言いました地域運動部活動推進事業をやった自治体の中では、そこら辺の周知がうまくいかずに検討会、協議会の設置もうまくいかなかったというふうな自治体もあったと報告書には出ておりました。ですからこの地域移行していく意義ですとか、スケジュール感、このようなものをしっかりと地域、各スポーツ団体たくさんあります。スポーツ団体や保護者も非常に不安がっております。学校現場も非常に不安の中にあるとお伺いしております。そのようなところもしっかりと提言を受けて町の考え方というものを、しっかりと丁寧に周知していくということが必要になってくると思えますので、しっかりとやっけていっていただきたいと思えます。もう一つ、これ私の考え方なんですけど、あんまりこれを早急にやっけていくと、この長年親しんで学校がやるものというふうに今まで捉えられていたものが急に地域というふうになりますと、学校現場も混乱しますし、地域のほうも、なんで私たちが急にというふうなことも考えられますので、老婆心ながらですがあまり早急に、3年間の期間がありますので、できればゆっくり皆さんに周知しながら段階的に進めていって、ぜひこの地域移行というものをしっかりと前に進めていっていただきたいと思えます。周知についてどのような形で行っていくのか、慎重にやっけていただきたいというのは私あるんですが、この点につきまして教育長のお考えをお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 小坂橋教育長。

○教育長（小坂橋司君） 先ほどから申してますが、これにつきましては、関係部署、関係機関、



保護者などと連携を十分調整を図りながら一歩ずつ着実に慎重に進んでまいりたいというふうに考えております。スポーツ庁の有識者会議からの提言にもありますが現状と課題がたくさんあります。実際せたな町におきましても、これを動いていった時に、この地域特有の課題も多分出てくると思います。またその種目によっても進捗状況に差が出ると思います。そうしたものを踏まえながら一つずつ乗り越えて丁寧に進めていきながら対応していきたいと思っておりますし、先ほど1番最初に言いました町の方針ができて、それを説明する際にも保護者へも丁寧に説明しまして、理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。5年から7年となっておりますけども、本当に焦ることなく慎重に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これで横山一康議員の一般質問を終わります。

ただいまよりこの時計で20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは一般質問をさせていただきます。

本町におけるフレイル状況及び対策についてであります。2年以上続いているウィズコロナ下において、これまでに徹底した三密を避けた感染対策やワクチン接種など予防措置が図られてきているところであります。一方コロナ禍の影響により自粛した生活環境の中で、心身機能の衰えや栄養、運動、社会参加の低下などにより全国的にフレイル状態のシニア層が増加傾向にあるといわれてきております。本町は高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる地域づくりを目指してきております。このような現状を踏まえて次の2点についてお伺いをいたします。

1つ目、本町のコロナ禍前後におけるフレイル状況の推移についてであります。

2点目、冬場におけるフレイル予防対策として、試行的に北檜山市街地区域の高齢者などへの移動外出支援を目的とした交通弱者移送福祉対策事業の取り組みについてであります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員の1点目のご質問にお答えいたします。

コロナ禍での外出自粛により運動不足や人との交流の減少等によって、身体機能や認知機能が低下し、心身が衰え虚弱になるフレイルが心配されております。本町でのコロナ禍前後におけるフレイル状況の推移につきましては、介護予防教室や高齢者等支援員の訪問活動などにおいて高齢者の生活や健康状態を確認する25項目からなる基本チェックリストを活用、把握しており、特に運動器機能の低下、うつの項目では高齢化率の増加とともに増加傾向にあります。

2点目ですが、フレイル予防につきましては、住民主体のサロンやデイサービスをはじめ、包

括支援センター職員、保健師もコロナ禍で工夫をこらしながら様々な対応をしているところであり、今後もさらにフレイル予防対策を進めてまいりたいと考えております。

道高議員の言われる交通弱者移送福祉対策事業につきましては、本質的には公共交通網対策であろうと認識しておりますので、その中でしっかり課題を整理しながら検討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 今、町長からご答弁をいただきました。我が町のフレイル状況は増加傾向にあるということであります。町長もその辺については、ご認識をされているということで私は受け止めたいと思います。

それで2点目の公共交通、これまで私も去年のちょうど9月の定例会で、当時まちなかバスの継続についてお話をさせてもらったんですけども、そこでも今のようなご答弁でありました。私は、今回この問題について質問しようとした意図というのは、公共交通については、デマンドバス化ということでの取り組みをずっとここ3年ぐらいかけてやってきて、既存の交通路線に対する患者バスだとか、それからいろいろ瀬棚、大成はまだですけども、太櫓だとか順次計画的にデマンドバス化されてきて、さらにまたこれから公共交通の協議をされて取り組むというこれまでの話でございます。私は町長も認識されると思いますけれども、これまでの公共交通の対応策としてはデマンド化するというのは、それは私はこれから時代の流れとともにきちんとしたそういう改善改革をすべきだと私は思いますけれども、しかしながらこのように高齢化率、私は今回北檜山市街地の高齢化を対象に話をさせていただいておりますけれども、北檜山区においては41%、約42%ぐらいになりますでしょうか、の高齢化率であります。これは保健福祉計画にありますように、やはり交通弱者と言いますか、あるいは買物でも、そしてまた病院でも、温泉でも社会参加する機会というのは、やはりフレイルの1番の予防になるにはそういった外出機会を増やすということがこれからの大きな措置であるということが専門家の方々も新聞等でも述べられているわけであります。せたな町は本当にそういう高齢化率の高い町として、やはりそういう高齢者対策についてもっともっと深く高橋町長は取り組むべきだというふうに思うわけです。その中で、これまで公共交通の事業者とも協議するとか、まちなかバスの精査の中で評価、検討するというものでありましたけれども、去年9月以来これまでのこういったフレイルの状況が進行している中において、町としてこういった状況、この北檜山区域内におけるこの交通空白状況によって大変不便に感じてる町民に対しての対策について、どのような検討をこれまでしてきたのかということをお聞きしたいということであります。これは関連しますので町長が福祉バスとして交通弱者のための措置を対策を考えるべきだということで、私は今提言しましたけれども、これについてこれから検討するということが公共交通ということでありますけれども、その辺のこれまでに町長のお考えとしてどのようにこの1年間の状況と言いますか、この体制を考えてきたのかということをお聞きしたいと思います。特に私が今1番懸念するのは医療サービス、例えば市街地になりますと寿町だとか、それから新町だとか緑町、1キロ内外の方々にとって、夏場はいいです。夏場は本当に手押し車で足の弱まってる方々も一生懸命買物だとかよく見かけ

ますけども、やはりこの冬場が大変な思いで、そういう外出することがやっぱりなかなか億劫になると思います。今年の冬は本当に雪も多い中で大変な思いもされながら、買物だとか、そういうことをされてるお年寄りも見たわけでありまして、転倒の予防だとか、いろいろなことを心配されて大変億劫になっている状況になっております。そこは町長もご認識は一緒だと思うんです。私は公共交通のデマンド化に対するそれはそれできちんと計画立てて進めてもらいたい。しかしこの福祉対策としてそういった方々、市街地に住んでるそういう交通弱者と言える、そういう移送、移動の手段のサービスはこのままなげておくわけにはいかないんだというわけです。そこは何か全体的に見て患者バス、福祉バスでサービスを受けられてる方、それから全く受けられてない市街地の方、だんだんこういうふうにならざるを得ない状況があらわになってくると、やっぱり不公平感というものがやっぱり出てくるわけですね住民感情として。そこは1年間どういった検討をしてきたかわかりませんが、そこは私はしっかりと現実的な課題として、町の喫緊の課題として取り組む課題の一つであるべきだろうと思うわけでありまして。その辺これまでの取り組みと、それから基本的な考え方はどうなのかと、福祉施策としてどうなのかと、その辺伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

2回目の質問では、高齢化率が進んでいるということで、この移動が困難なそうした方々の足の確保という部分と、それからフレイルの予防ということで2つあったかと思っております。まずフレイル対策の介護予防の取り組みであります。本町のフレイル対策としては、転倒予防教室や閉じこもり予防事業の開催、高齢者等支援員による訪問活動、それから77歳以上の独居高齢者にフレイル予防に関する案内の送付などを行っております。高齢者等支援員による訪問活動につきましては、令和3年度の訪問件数は76歳以上の独居、高齢者のみの世帯1,399件で、訪問時に健康状態の把握、生活の困り事などの聞き取りを行い、介護支援専門員が必要なサービス利用につなげております。地域包括支援センターでは令和3年度要支援高齢者の実人数193人、延べ人数2,831人の介護予防ケアマネジメントを行い、心身機能の低下を防止するための支援も行っております。また住民主体サービスでありますサロンの実施団体は現在5団体と前年度より2団体増加いたしましてサロン数は6箇所ということになりました。コロナ禍でこの不要な外出自粛というそういったムードにありながらも、利用者数につきましては約2倍、823人と増加しているところでございます。大変効果が出てきているというふうに感じております。引き続きボランティア団体への支援を継続し、利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。住民による支え合いと介護保険サービスを併用しながらフレイル予防の取り組みを、これからもしっかりとやってまいりたいと考えております。

それから足の確保の話でありますけども、現在そうした移動困難と言いますか、移動に支障のあるそうした方々の移送につきましてはヘルパーサービスがございまして。それから社協の無料買物支援、それから通所サービスBによるサロンへの送迎、それから訪問型サービスB、これは買物や掃除、ごみ出しといったそういった作業の支援ということ。それから障害者タクシー料金助

成ということもございまして、これら5つの事業でそれぞれそうした方々の移動支援を行っているという状況にございます。それぞれ少しずつではありますが非常に利用が拡大傾向にあるということも伺っておりまして、こうした移動支援をこれからしっかりと進めることで議員言われるそういった不安を解消していくということに努めてまいりたいと考えているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長、先ほど道高議員からあった地域及び不公平感のあるような福祉施策の交通体系についての具体的考えは今のところないということなんですね。

○町長（高橋貞光君） 1点目の答弁でも申し上げましたが、持続可能な公共交通の考え方がありますが、これは一つは現在デマンド化を進めているこの一定の料金体系でもって移動を確保するという、これは公共交通が通ってる区間を中心に進めておりますが、それとは別に公共交通が全くない区域、空白地域ということになります。これらの対応ということがやはり喫緊の課題というふうに現在なっております。これらの部分を今順次作業を進めているということになります。そうした中で、この市街地の部分も当然出てくるというふうに思いますが、残念ながら市街地での交通空白地帯、いわゆるこの今空白地帯の定義であります停留所から半径500メートルという定義からしますと、ある程度市街地の皆さんについては空白地域を外れる方が少ないというふうに捉えておりまして、それよりも全く空白地帯である部分の対応というのがやはり急がれるのではないかとこのように思っております。全て一気に解決となれば1番いいというふうに思いますが、これはそうもまいりませんので、したがって優先順位をつけながらしっかりと対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 町長の今の基本的な市街地における高齢者に対する例えば冬期間だとか、それに対しての基本的な考え方を聞いておりました。私は本当に今町長がおっしゃった北檜山市街地の状況というのは、公共交通の停留所500メートルあるということで、大した影響がないんだという認識です。いやそういう認識なんです。そういう問題はないんだと今、私は捉えましたが、私はそれが結局夏場と冬場ということで考えたときに、今、町長いろいろ介護予防についての取り組み、これは我が町は本当にほかに無いぐらいのサービスをやってきて、そして町民の方々もそれに一生懸命参加して、やはりフレイルを、要するにその年齢とともに衰えとなるそういった機能の改善ということでやっぱり努力されてきていると。それはやっぱりすごく個人個人の認識も高いと私は評価したいと思っております。それにスタッフの職員のヘルパーだとか、保健師だとか、コーディネーターの方、地域を回って歩いていろいろ話も聞いているわけです。しかし私は町長に本当に高齢者の1人家庭だとか、そういう方々の本当に不便、何て言いますか交通に困っているんだという言葉が伝わっているのかどうかというのを私は疑問に思っています。職員と話しますと、家庭を回るとそういう足の確保、交通の手段の確保これが1番困るんですよって、やっぱりこういう声が出てくるわけです。1番困ってるという、これからの不安だというのが、だから生活のね、安心して生き生きと暮らせる、夏も冬も暮らせる地域づくりをせたな町やろうじゃないかという口火を切ってるわけですよ。その中で夏も冬も一緒だという考え

方じゃなくて、やっぱり夏場と冬場シーズン違うわけです。本当にたまたま今年は大雪でありましたけども、転倒して滑って転んで怪我してそれでまたフレイル状態になるという、一生懸命頑張ってる高齢者の方々のそういう不安の解消をどう図っていくかと。個別に事業サービスやるのは私はいいと思うんです。それはうんとやってもらいたいと思うんです。それに参加する方もいいと思う。しかし全体的に冬季間におけるそういう交通の機会というものを新たに公共交通のデマンド化とは別の新たな政策として、町長の政策として5期目の今の地域における高齢者の交通弱者対策にやっぱり町長取り組んでいくべきだと私は思うんです。そういうことを町長、町民の声を聞いて、職員も聞いていると思いますから、そこはじっくりもう1回、なげるんじゃないで、後回しじゃなくて、やはりそういう喫緊の課題だということを町長も認識しているということですから、そしたらどう手を打つと。やらない理由を考えるよりも、やるべきことをということをして、職員はいい知恵、優秀な職員ばかりいるんですから、そういった方々に知恵を借りながら制度設計を立てて、やっぱり私はできれば今年の冬道は安心すれというぐらいの取り組みをしていただきますようお願いを申し上げて3回目の質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、こうした足、腰の弱い高齢者などの方々への対応というのは、5つの今事業で対応しております。まずはこれを有効に利用していただくということが大事ではないかというふうに思いますし、この事業につきましても、もっと充実をして使いやすい形にしていかなければならないというふうにも思っているところでございます。そうした事業を有効にまず使っていただくということになります。まちなかバスのようなある意味、地域公共交通の部分につきましても道高議員もよくご存じだというふうに思いますが、町内には高齢化が進んでおりますし、市街地の例も出しましたが、市街地以外にも同じような高齢者がたくさん増えてきているというのが実態でございます。この公共交通機関のない地域、これは市街地地域もちろん深刻であります、それ以上に深刻な状況ということになりますので、これは一気にできないとすれば優先順位の1番、この必要としている地域から順次解決をしていくということにならざるを得ないというふうに考えております。私たちとしても、できるだけ道高議員のそうした意向に1日も早く沿えるような努力というのは引き続きやってまいりますが、なかなか直ぐにとはまいりませんので、そうした今できる努力をしっかりとやらせていただいて、高齢者の皆さん方の要望に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 以上で道高議員の一般質問を終わります。

ここで若干早いですけど昼食にして、1時から菅原議員の一般質問を続けたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

1 1 番、菅原義幸議員。

○1 1 番（菅原義幸君） 町長に対しまして一般質問を行います。

非正規雇用者の待遇改善について伺います。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、6カ月雇用から年間雇用になりフルタイム任用職員は日給から月給に、パートタイム職員は時給から報酬に移行したのをはじめ、正職員と同様の給与表適用、昇給、期末手当、時間外勤務手当、退職手当、年次有給休暇や忌引等の有給制度化など多岐にわたり改善されました。

①制度導入以来3年目を迎えて総合的な政策評価に関する町長の所見を伺います。

②非正規雇用者の正規雇用化の問題は、官民を問わず全国的な課題であり、更なる改善、改革が必要ですがどう考えますか。

③病院窓口事務などの業務委託先職員の処遇改善も町政上の大きな課題となっておりますが、町長の見解を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の最初の質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問であります。地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、町といたしましても町民ニーズに応える効果的、効率的な行政サービスの提供を行うことを重要視し、それぞれの職の必要性や職務の勤務条件、人数等を検証し適切な人財確保に努め、年次有給休暇や各種手当など待遇改善が図られたところでございます。所見を申し上げます。

2点目のご質問であります。1点目でも答弁しましたとおり、それぞれの職の必要性や職務の勤務条件、人数などを検証し、適切な人財確保に努めているところであります。また非正規職員が正規職員を希望する場合は、渡島、檜山町村会で共同実施している職員採用資格試験により正規職員を採用しており、技術職については、必要に応じて有資格者を対象とした採用試験を実施して必要な人材確保をしております。更なる改善改革は今のところ考えておりません。

次に3点目ですが、病院窓口事務などの業務委託先職員の処遇改善に関するご質問であります。現在、病院窓口業務については、受付や会計のほか診療報酬を請求する医療事務など、高い専門知識や経験を要する業務であることから業務委託により対応しております。委託先の職員の処遇改善については会社側で適切に対応しているものと考えております。町政上の大きな課題との認識は持っておりません。国保病院の窓口業務については、今後も委託先と連携を図ってまいりますということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○1 1 番（菅原義幸君） 再質問を行います。

町長答弁は、現状から更なる改善改革は一つも考えていないという答弁でありました。そこに高橋町政の問題点があると思います。それで参考までに情報を提供しておきますが、実は自治労連が非正規の会計年度任用職員約1万3,800人の実態調査をこのほどまとめました。そのデ

一タによりますと様々な声が寄せられています。我が町と同じ声だとは申し上げませんが、非正規雇用者が、つまり会計年度任用職員が全国的にどのような声を上げているか参考までに申し上げ、我が町の現状と照らして参考になればというふうに思います。総務省の調査では、4割の職場で毎年3割で3年勤務後の公募を設定していると。3年ごとの公募、不安とストレスが募りますと、こういうアンケートが出ていると。我が町は1年ごとですよね。それから一般事務などを行っている50代女性は、1年きりの使い捨てのように感じる。仕事に対しての向上心やモチベーションも持てなくなる、こういう訴えが出ているそうでもあります。さらに学校の事務などをする50代女性は、夏季休暇数、特別休暇、報酬、健康診断など正規雇用職員との格差は縮まらずやりがいがない。こういう回答もあるそうあります。さらに一般事務をする50代女性は、仕事は正職員並み、労働時間も同じなのに3年ごとの試験の受け直し、給料、ボーナスが低い。病気休暇がないなど待遇が悪い、こういうことも出ております。さらに我が町ではないとは思いますが、やはり我が町でも会計年度任用職員が3年度を超えるにあたってどういう声が出ているのか。これは総務部を中心にしてということになります。調べてみていただきたいということを提案したいと思うんです。自治労が3年前でしょうか、当時の臨時職員にアンケートを取った経過がありますけれども、その中身は申し上げませんが、切実な要求がたくさん出ておりました。ですから実際の会計年度任用職員の心に触れて、どういう状況かということを経験評価せひされますように、ご提案申し上げたいと思います。なおこういう声もありました。3年前であります、臨時職員半年ごとだと。今度は1年になるとは言っても1番嫌なのは毎回面接を受けなきゃならんことだと。この面接を受けることが苦痛で苦痛でたまらないから、その他の改善いろいろあってもそこだけは菅原さん何とかしてくださいよということを受けました。私がそうしますとは言っていない。それは一旦切れた場合に公募をする限り、他の応募者がいれば適切に面接をするというのは避けられない仕事だからであります。ただそうした声も含めて、会計年度任用職員がどのような生々しい声を持っているかということ把握する作業だけはぜひ手をつけてみていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ委託先職員の問題について先ほど答弁がありました。それは委託先の問題だから町は関係ないと。今後もこのままでいくという答弁です。それも問題なんです。委託先との関係でいえば、これは委託業務の金額が幾らで発注されているかという問題になります。その場合に企業としての営業利益も確保しなければなりません、その前提として、委託先職員の待遇、賃金単価、こうしたことも当然問題になってくるわけです。それで業務委託をやると何が変わるかと言いますと、一つは行政側の責任が消えるんです。何かあった場合には、委託先業者の責任にできる。それからもう一つ決定的に変化しますのは、職員の給与待遇が格下げになるということなんです。つまり町の便利さというのは、結局そこで働いているスタッフの処遇格下げによって便利さ、責任の解消ということが交換条件のように出てくるという問題なんです。そういうこ

とを考えると、委託先職員の生の声を聞いてください。私は聞いてますから。せめて臨時職員並みの給料が欲しいというのが生の声なんです。これは切実です。結局同じ仕事をしていても委託先職員であるがゆえにずっと条件悪いんです。これは同一労働、同一賃金という原則にも反しますし、委託先職員といってもほとんどが町内の方なんです。せたなの町民なんです。専門職であるとかいろいろ言ってますが、トレーニングすれば専門的な知識、事務的な能力、事務的な知識これは確保されるものでありますから、何が何でも絶対に業者に発注しなきゃならんというものだとは思いません。しかしそれについては町長もいろいろ考え方があって、そうしたのしょうから、そこに雇われている職員に思いを致してほしいというふうに思います。先ほどそれは関係ないことだという答弁をなさいましたが、ぜひ撤回されてそこにも思いをし、検討してみるという答弁をされますよう再質問いたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。全国の自治労の実態調査の結果の例をお聞かせていただきました。せたな町とは少し違うような感じを受けて聞いたところでございます。町としましては、正規職員の雇用、非正規職員の雇用の窓口を閉ざしているということではございません。それから非正規職員の考えを聞いてみてはどうかということでありましたが、これについては、その辺はアンケート等の調査も考えたいというふうに思っております。そして委託先職員の関係ですが、これは先ほどの答弁でも申し上げましたように、なかなかこうした専門性のある職種ということで職員の確保は難しいという状況でございます。したがって、そうした事務を専門にやっておられる委託先をお願いをしているという状況でございます。そしてその職員の処遇改善につきましては、私は適切に対応されているものというふうに思っております。そういった委託先職員からのそうしたお話は伺っていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に一言だけ言っておきますが、再質問に対する答弁とはなっていないですよほとんど。だから再答弁に対する補充として、やりたいくらいなんです、今日は5問やる予定ですから審議促進のために再々質問をあえて行いたいと思っております。

まず私は自治労の調査した会計年度任用職員の条件と我が町の会計年度任用職員が同じだということは一言も言っておりません。条件は違うであろうけれどもこういう声が返っているんだということを紹介したにすぎないんです。それで町長に求めたいのは、調査をやったらいいかどうかという点なんです。どうですか調査するくらいできませんか。要するに会計年度任用職員にアンケート配って集約すればいいわけです。ねえ処遇どうなったと、あるいは町に対してどういう意見がありますかと。それから個々の問題について個別にどういう希望を持っていますかということアンケートを配って調査すればいいだけなんです。それをやらないで現状のままでいいんだとなれば、私はおかしいと思っておりますので本当に。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員に申し上げますけど、2回目の答弁でその調査はやるという形



で高橋町長は答えたと思うんですが。

○11番（菅原義幸君）　そうですか失礼しました。

○議長（真柄克紀君）　そこは私も確認しておりますので、やる方向で考えると、よろしいですかそういうことで。

○11番（菅原義幸君）　それはやっていただきまして、ぜひ結果についてもお示しをいただきたいと思います。

次に、なぜこういう問題が課題として残るかということなんです。最大の問題は官民ともに非正規雇用が常態化されて、未解決のままこの先もずっと進んでいくっていうそういうことなんです。つまり一度非正規雇用、会計年度任用職員になるとなかなか正職員になる機会が出てこない。そういたしますと一生不安定雇用が継続されるという極めて非人間的な状況に置かれるということなんです。民間は法律がございまして5年間同じ職場で同じ雇用者に雇用された場合には、これは長期雇用に変換するという法律ありますが、ところがこれ問題ありまして雇い止めするわけです。6年目に入る前に計算してはい終わり。だから実際、正規雇用になかなかなりにくい、そういう主観があると。だから裁判になってるケースもあるわけです。民間と自治体の状況というのはいろいろ異なるものがあるとは思いますが、正規雇用の問題、これは官民共通の案件であるということを申し上げておきたいと思います。ぜひそうした視点からもう一度、正確な政策評価を行って、どういう課題が我が町にあるか真剣に発見をしていただきたいというふうに思います。あと窓口事務の問題なんです、これは答弁なってないと思います。私はこれは持論なんです、業務委託、これは絶対必要かという、そうではないという見解を持っています。しかしそれは今日譲歩しときます。業務委託必要だと思って業務を委託するんだということでもありますから、しかしそこで雇用されている人の処遇というのは、発注者側でよく目を配り、気を配っていく必要がある。特に自治体の業務を民間委託する場合には、そこまで行政上の責任として考えておく必要があるんです。町長は、それは民間業者の問題だと言ってますがそうなりません。それは委託料と密接不可分に関連するからなんです。委託料の積算根拠の中には、おそらく人件費単価計算してると思います。最低賃金はクリアされているのでしょうか。しかし会計年度任用職員と比べてみてもいろいろな差があるということは事実ありますから、そうした人たちの声も酌み取って、別に町長が直接聞いて歩かなくたっていいんです。業務委託先、そこを担当している担当課に行ってどういう感想を持っているか聞き取りましょう。その結果を集約すれば共通の要求、共通の課題というのは発見できるわけでもありますから。これも一つぜひ会計年度任用職員の調査と合わせて委託先職員の現状についての調査合わせてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　3回目の答弁をさせていただきます。

まずアンケートの件につきましては、ご理解いただいたというふうに思っておりますが、町としましては、採用する場合に新卒や非正規というような区別なく、必要な優秀な人材を確保することに努めているところでございます。その1例としましては、過去に臨時職員からの採

用につきましては9名の職員を採用しているということ。ご理解いただきたいというふうに思います。

それから委託先の関係でございますが、これは委託先の職員でございますから、私たちがそこにどうこうという話にはなりません。しかし処遇の改善等につきましては、これはやはりしっかりと確認しておく必要があるというふうに思っております。今、実はこの令和2年から今年令和4年でございますが、委託先の委託金額が随分上がっております。こうしたことからみましても委託先の職員の待遇改善は進んでいるものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは第2問せたな雅荘の再開について、これも町長に伺います。

せたな雅荘の再開について14回目の一般質問を行います。令和4年度に入りすでに5カ月が経過しましたが、再開に関する正確な情報が発信されていないことは大変残念です。

①再開に向けた進捗状況を詳細に伺います。

②再開時期について、推測に寄らず町民に正確な日時を公表することを求めます。町民の期待感の空転、失望感の増幅、これは回避すべきであります。

③雅荘の経営赤字について、今年8月末までに発生した人件費と年度末までの3,600万円の赤字見込額の積算内容を伺います。

④令和5年度の助成金5,600万円の債務負担行為について、積算根拠を明らかにしてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは14回目の答弁となるようですが、お答えをさせていただきます。

1点目の再開に向けた進捗状況であります。令和5年4月からの再開に向けて、現在、職員の確保や施設の修繕などの準備が進められているところでございます。

2点目につきましては、これも何度も申し上げますが、再開予定の時期について申し上げているところでございますので、町民の期待感の空転や失望感が増幅するということは思っておりません。

3点目の今年8月末にまでに発生した人件費ということですが、職員の給与につきましては、現在きたひやま荘会計で処理をされているようでありまして、年度内に人件費をはじめとした他の関連経費も含めて会計間でやりとりがされるものと思っております。また令和4年度分の3,600万円の赤字見込額につきましては、本年度の助成金交付申請により積算されておりまして、人件費で約3,030万円、事業費で約80万円、事務費で約490万円の合計3,600万円で見込まれております。

それから4点目の令和5年度の助成金5,600万円の積算根拠ですが、これもこれまでも説明しているとおりでございます。人件費約6,380万円、事業費約2,200万円、事務費約2,000万円の合計約1億580万円の支出に対し、事業収入約5,020万円で5,60

0万円の助成金交付要望があり、これは債務負担行為による議会の議決をいただいているところ  
でございます。ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

まず1点目ですが、これは補充答弁求めたいと思います。再開に向けた進捗状況を詳細に伺い  
ますと申しあげました。確保や修繕が進んでるという答弁なんです。何人確保されてるんですか。  
これ前回の答弁では、6名ということですが、その後1人減りましたというんです。個別  
に私のほうにあった町長からの補充答弁書によりますと、現在きたひやま荘で勤務してるという  
んです。これどういうことですか。きたひやま荘で勤務してる人が何で雅荘の雇用になるんです  
か。これは答えてくださいよ。それから修繕が進んでるって言うんですが、修繕の中身、予算規  
模、これはどのように雄心会側から報告を受けているか内容を伺いたいと思います。雄心会がや  
ることですから行政は知らない、報告をしないということであるならば、それはそれで結構で  
す。しかし把握している限りの情報を出していただきたいというふうに思います。これが①であ  
ります。

②につきましては、これは町長かなり認識違います。来年の4月1日を目処だって言うけども、  
いつも目処は発表するんです。ところが振り返ってみますと約束守られたこと今日までただの一  
遍もないんです。それは前回この6月議会までの経過について10数点にわたってまとめて町長  
に指摘しましたから、その時々々の答弁がいかに期待感を持たせるかのような答弁をしておつても、  
結果としては全て再開に至らなかったというこの状況だけが残ってるんです。だから町民はこう  
やって言ってるんです。いつ再開するかあてにならないよねって、私たち今まで期待していたん  
だけども、その都度新聞なんかでは再開できるように報道されていたけれども、全部ダメでした  
と。つまりこういう期待感が空転してるわけです。それから失望感もしたがって増幅しています。  
これは町長の認識が違いますから正確に現状に沿った認識に改めるように強く申し上げておきま  
す。振り返ってみますと、雅荘が廃止になったのは平成30年度なんです。正確に言いますと平  
成31年3月31日ですか。それ以来、今年4年目を迎えるんです。いまだに廃止状態なんです。  
廃止されたままで全く現場が動いてないんです。これは関係、家族にとっては非常に深刻な問題  
なんです。加えて申し上げますと、雅荘廃止にした時の経緯というのは苛酷でしたよ。採算が合  
はないから閉鎖するという方針で恵福会は進めました。新規の採用をしないということだけでは  
なくて、実際に入所している人達も移動させたんですから。強制的にとは言いません。しかし事  
実上、入所者の意思に反して雅荘から出ざるを得なかったとこういう現実があるんです。これ苛  
酷な話です。何を言いたいかと言いますと、平成27年に介護報酬のシステムが変わった時に年  
間700万、最大見て1,000万の赤字が出るから支援をお願いしたいと。これは酒井理事長  
以下、町長に折衝したんだけど聞く耳を持たなかったということがそもそも問題なんです。  
それで議長である私のほうに議会が間に入ってほしいという経過があつて助成金の方向に踏み出  
しました。ただこの助成金は何度も言いますが、継続することを前提にした助成金なんです。合  
計で7,000万支出しましたが、結果としては平成30年度末をもって閉鎖に至ったと。助成

の初心、助成の狙い、これが生かされなかったということです。加えて今年は再開しないのに3,600万雄心会に助成するわけですね。そうすると1億ですよ合計で。1億が投入されてなおかつ4年間に渡って廃止状態が固定化されている。これ私大変な問題だと思います。雅荘の評判よかったです。なぜかといいますと建物は新しいし、特にスタッフの方々の入所者に対する献身的なサービス、これは家族も非常に感謝しておりました。リーダー以下、スタッフが結束して入所者である方々に本当に親切にしていた。だから入所者は出たくなかったわけです。しかし町の助成が決定的に立ち後れたために、結果としては廃止状態に追い込まれる結果となった。7,000万補助したけれども時すでに遅しという状態になりました。私は入所者には大変申し訳ないと思っています。家族にも申し訳ないと思っています。職場がなくなってしまったスタッフの方にも非常に心苦しい思いです。こうしたことを総合的に考えてみますと、やっぱり行政上の責任というのは私は大きかったなということをおいて指摘せざるを得ないわけです。そのことについて町長も改めて行政責任というものについて思いを致してほしいということを申し上げておきたいと思っています。再開のことなんですが、実はこのたびの一般質問を準備するにあたりまして待機者の人数を担当課に問合せをいたしました。そういたしますと、きたひやま荘は8月末で10名であります。長生園は6名、入所の現状はきたひやまは50床満床、長生園は44床、長生園のほうは10月に5人入るといふことのようにありますから、これも満床になると思うんです。そのほかに申込みがきたひやま荘で14人、長生園で25人、相互に重複してる人数もありますから実人数はもっと減るとは思いますが、こういう状況なんです。きたひやま荘のほうに話を移しますが同じ雄心会なんです。きたひやま荘の待機者、それから雅荘をこれから再開しようとしている法人も同じ雄心会なんです。3,600万円の町の補助金を受けるのに、なんで今年再開しないんですか。10名の待機者がいるんです。スタッフも5人確保したっていうじゃないですか。何でこれ再開しないんですか。来年4月にならないと再開しないのに3,600万円だけは出すけれども、結局、入所者はゼロだと。私はこれ常識が通らないと思います。議決をいただいている、二言目にはそう言いますが、間違った議決だということになりませんか。高橋町長のダメなところはそこなんです。議決したから全て議会の責任だみたいなことをおっしゃってはいけませんよ。議決の前提としては、提案者責任がありますでしょう。それをまず第一義的な責任なんです。それを議決した側にも、もちろん責任は残ります。議会が議決したからいいじゃないかと。自分には責任ないんだと、こういう態度では困ります。どうも納得いかないのは金だけがどんどん助成金で出ていくけれども、実際に何人いつ入るのかというのが定かでないんです。ここが問題なんです。5年間で1億2,000数百万ですか。これは債務負担行為をやったから出ていくのは間違いはないんだと、議決をもらってるんだということなんです。ところが、実際に何人入って29の満床に対してどういう状況になっていくかという姿が一向に見えてこないんです。その入所した人の数によって結果としてトントンになるのか、赤字になるのか、赤字になる場合には幾らになるのかというのが結果として決まってくるわけです。ところが今の助成金というのは先立って幾らずつあげますという契約になってるんです。そこが問題なんです。これは町行政上の重大な失点として指摘をしておきたいと思っています。私の肌感覚では、雅荘どうも再開無理なようだな

という失望感が出てきています。これも町長、重く受け止めてください。4年前に雅荘を廃止した時の状況と私はどうも変わってきてるなというふうに思うんです。今申し上げましたように期待感が空転しており、失望感が増幅するという問題が一つあります。それからもう一つは、これは喜ばしいことなんですが地域包括支援センターの皆さんの血のにじむような努力によって在宅、この方向が非常に豊かな内容で支援が展開されているということなんです。最近の具体例を私抱えておりますけれども、チームを作って何回も検討して、関係者のところに出向いて見守りをやると。家族に対する適切なアドバイス、相談にも乗るということをしてます。だから在宅についてのウェイトも非常に高まってきているなというふうに思います。それらを総合的に判断いたしますと、果たして29が満床になっていくのかなというふうにも思います。これは町長おそらく町長もそこは考えているのかと思いますけれども、そうなるともっと大局的な判断をすべき時期がいよいよ到来したのかと私は思ってるんです。以前にも申し上げましたが1億2,000数百万の債務負担行為をやるのであれば、これは破棄して介護事業の持続化基金、これは名称、仮でありますけれども、それを検討すべきということを改めて提起しておきたいと思うんです。雅荘だけではないんです経営が大変だというのは。平成27年度の改定によって他の介護サービス事業所、程度の差はあれ非常に苦しい経営をやってます。そこには行政はそれぞれの状況に見合った、それぞれの根拠づけを行った助成を公平にやるべきだというふうに思っています。雅荘と雄心会に特化した1億2,000数百万の助成ということについては、政策上に構造的に欠陥、欠点があるということをお知らせしておきたいと思えます。

再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） いろいろと質問の内容がありましたので順番にお答えをさせていただきますというふうに思います。

いつ再開かということにつきましては、これは一貫して令和5年4月予定というお話をさせていただいております。正確には準備ができて北海道に申請をして認可がおりてからということになりますので、これは正確な日にちは今のところ申し上げるということにはなりません。これはご理解いただけるものというふうに思います。それから、これまで何社かの事業者と雅荘の再開について協議をしてまいりました。そして町民の皆さんや議会の議員の皆さんの何としても再開をという強い要望を受けて、ようやく今回この雄心会と協議が成立をして町が一定の支援をするという約束の下、再開に目処がついたということでございます。それから3,600万円の助成は、議会にもこれはご存じのように、ご理解をいただいたところでございます。それから前の事業者が、どうしてこの雅荘閉めることになったかということの理由の一つに、町の支援がなかったから、足りなかったからというようなご発言でございましたが、これは残念ながらそうではなくて、人材の確保が難しいということが1番の原因です。これも議会には説明してきたところでございます。それからこの再開につきまして、議員は契約を破棄したほうがよろしいのではないかということですが、先ほど来議員のほうも、待機者が大変期待しているというようなご発言がございました。破棄をするということは、その考えに反するものというふうにお聞きを

してきたところでございます。待機者には、この再開によって喜んでいただけるものというふうに考えているところでございます。また議員の肌感覚からして再開は難しいというお話でございましたが、私たちとしては、来年、令和5年4月再開に向けて順調に作業が進んでいるものというふうに期待をしているところでございます。入所者の状況はおっしゃいましたとおりでございまして、以前から見ますと少し減少傾向にはございます。しかし依然としてこの待機者はいるということでございますので、これはしっかり早く再開をさせていただいて、こうした待機している、施設入所を必要としている皆さん方を安心させたいものだというふうに考えておりますので、厳しいご意見をいただきましたが、議員としても再開を望んでおられるというふうに、いほうに理解をさせていただいて、私たちもしっかりその責任を果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れもありますけれども3回目の質問として行っていきます。

町長まず一つ聞いておきたいのは、10名の待機者がきたひやま荘にいて需要があるんです。それは私先ほど申し上げたとおりです。雅荘なぜ再開しないんですか。5名のスタッフ確保してるわけですよね。なぜ再開しないんですか。再開しないにもかかわらず3,600万円だけは契約してるからやるわけです。これはどういうことなんですか。これは私は再質問で聞いたんですが答弁なさっておりません。それから再開に向けた進捗状況を詳細に伺いますということなんですが、さっぱりどこまで進んでるのか見えてこないんですよ町長の今の答弁では。スタッフを何人確保したら再開の手続きに入るんですか。それから入所者の予約、何人受け付けたら再開の手続きに入るんですか。再開の手続きもいろいろありますよね。町関係から道関係からそういう実務的にそれぞれどういうスケジュールで、どういうふうな作業で進んでいくのかということについて把握されているんですか。それから修繕してる最中だとおっしゃってますが、どの規模で、どの程度の予算で何カ月ぐらいかかったら完全になるのか。こういうことについて把握されているんですか。私が聞いているのは具体的にそういうことなんです。再開に向けた進捗状況を詳細に伺います。今答弁する情報を得ていないのであれば結構ですそれはね。ぜひ議会終了後でもいいですから追加の答弁書をぜひ提出願いたいと思うんです。その際にタイムスケジュールも極力、雄心会側と直接接して現状どういうプランでいるのか、計画でいるのか、正確に聞き取った上でお示しをいただきたいと思うんです。要するに町民はそういうことを求めているわけです。そこがはっきりしないから来年本当に入れるんだろうかと。これは生の声ですから町長、ということをお願いしたいと思うんです。町長なかなか認めないでしょうからいいですけども、行政責任大きいんですよ今回は。先ほど支援の問題じゃなくて人材確保の問題だと言いましたが、経営赤字の問題と人材の確保と2つあったんです。ところが先ほどの町長の答弁だと経営赤字の問題よりも人材確保ができなかったので閉鎖に至ったというふうにとらざるを得ない答弁をしました。これはぜひ訂正願いたいと思います。もちろん人材確保で非常に苦労していたということも直接、当時の施設長や当時の事務局長から聞いております。しかしそれだけではないんです。どうやって採算合わないのに、頑張れ頑張れと町長に言われるけれども、これ以上どうやって

頑張ったらいいいんだろうと。当時の施設長なんかは夜も寝られない、そこまで私に打ち明けたんですよ。それは経営赤字の問題です。加えて人材確保の問題があると。ですから町長、正確に答弁はお願いしたいと思います。町長言うように人材確保だけの原因で閉鎖になったのであれば、雄心会という大きな実績のある法人が手を出したのであれば解決できるはずですよ。1億2,000数百万も助成金必要なんですかね。全然町長の答弁整合性ないです。私は、そういう2つの側面があって廃止に至った。その状況全体を総じて行政責任は極めて大きいというふうに申し上げたんであります。お認めにならないけれども結構でありますけど。町民の目はやはり高橋町長に目が向いているということをお願いしておきたいと思うんです。私は再開を一貫して主張し14回目の一般質問を今日させていただきましたが、しかし4年前の状況と微妙に変わってきてるなという肌感覚であるということも正直に申し上げておきたいと思っております。

以上で再々質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

はっきり申し上げてタイムスケジュールの関係でございますが、5名採用をできているんだからなぜ再開しないんだということでございますが、これは必要の体制が整わないと道に認可申請できないということでございますので、そうした体制が整い次第、認可申請がされると、そして認可をいただいて再開というスケジュールになるというふうに思いますので、それを目指して今、進めているということでございますから、あまり急がないで待っていただきたいというふうに思います。最低でも令和5年4月を予定しているということですから、これを期待をしているということでご理解をいただきたいというふうに思います。修繕、人員確保は今どのぐらい進んでいるんだということにつきましては、今私の手元では確認できません。この件については今どういう状況になっているかということ、民間にお願いしていることですからどこまで私たちが把握できるかということはあると思いますが、これについて聞いておきたいというふうに思います。それから前の事業者の経営について、今ここで議論しましても、この雅荘を再開するという部分での議論には全く繋がりませんので、これは過去のこととして今一番大事なのは、雅荘をいかに早く再開していただけるかということに私たちも力をしっかり注いで、待機をしている高齢者の皆さんの期待に応えていきたいというふうに考えております。それと今回のこの町の補助金の話もございました。これは雅荘を再開するために必要ということで、これは菅原議員の理解はいただけないのかもしれませんが、この議会としてのご理解はいただいてこの決定をしてもらっているということで、これはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、先ほど質問者のほうから工程表も含めて出せる範囲の中でのデータ等を提供していただきたいというのがありましたので、その作業についてはできる範囲の中で議会のほうにも逆に報告していただいたほうが議会としても安心の面もございまして、速やかにお願したいと思います。よろしいですか。

○町長（高橋貞光君） どこまでやるのかは、今ここでわかりませんが…

○議長（真柄克紀君） なるべく早くそういう形で進めてください。お願いいたします。

ここで1時間過ぎましたので10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、菅原義幸議員の一般質問を続けます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3番目に入る前に一言申し上げておきます。先ほどの資料要求をしておりますけれども、再三、質問の中で申し上げました項目、具体的に吟味をして、その全てについて回答をしていただきますように、議長のほうで特段の目配りをお願いしたいと思います。

それでは3問目、漁業振興策について町長にお尋ねいたします。

①令和元年12月、鮭定置網漁台風被害の支援要請に対して町長は、自己責任だとして要請を拒絶し、1円の支援も行わず漁業者の反発を買いました。厳重な反省を求めます。

②上ノ国町が9月定例議会に提出する漁業支援策は、燃油高騰対策と漁業経営維持強化支援事業ですが、手厚い政策であり当町でも検討すべきだと考えますがいかがですか。

③342万円の流木対策費が不足する場合、そのまま放置せずに町の独自予算で対処することを提案します。

④水難救済会の出動、これは手当というふうに通告いたしましたが出動報奨金というふうに字句の訂正をお願いいたします。出動報奨金は既存の制度では不十分であり町として必要な予算を計上することを求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3問目のご質問にお答えをいたします。

1点目の令和元年12月の鮭定置網漁台風被害の支援要請については、令和3年10月18日の鮭定置網部会との懇談会での話し合いでご理解をいただいたところでございます。その後部会からは何もお話しはございません。ご理解をいただきたいと思っております。他産業においても事業者自身がこの様な災害リスク管理では共済に加入するなどして対応しているところでございます。

2点目の漁業支援対策については、当町においては他町に先駆けて燃油価格の高騰の影響で経営が圧迫されている漁船漁業者に対して船舶への燃油購入費の一部を助成する漁船燃油高騰対策事業補助金を交付をしておりますし、さらにコロナ禍において原油価格、物価高騰による影響を受けている漁業者に支援するため産業等原油価格、物価高騰支援事業交付金を今年5日に交付したところでございます。

3点目のご質問にお答えいたします。6月下旬から8月中旬の大雨によりまして海岸に多くの流木が漂着し、9月上旬から開始される鮭定置網漁において網を破損させる恐れがあることから漁業者から流木の撤去について要請があり、緊急の漁業被害対策として町が実施主体となり海岸



管理者である北海道の補助事業を活用し、現在、操業に影響がでる流木の撤去作業を進めているところです。町としては、今後とも海岸漂着物の状況を見ながら引き続き海岸管理者である北海道へ撤去について要望してまいりたいと、当たり前話ではありますがそういうことになります。

4点目のご質問についてですが、議員ご承知のとおり、水難救済会は海で遭難した人や船の救助に駆けつけるボランティア団体となっており、日本水難救済会出動報奨金交付規則により報酬が支払われている状況にあります。ご指摘の出動手当てに対する予算計上については、日本水難救済会の規則の改正事項と認識しており、まずは北海道海難防止、水難救済センターの会員でありますひやま漁協に相談をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これね各項目ごとに再質問します。

まず①これ町長答弁ダメですよこういう答弁、私は漁業者からそういう反応を聞いているからここで出してるんです。やっぱり町民の声に耳を傾ける謙虚な姿勢を持たなきゃ私はまずいと思いますね。一言だけ言っておきますが、この時の被害打撃、非常に大きかったんです。実は1億あったんです正式に言うと。しかしそれは中古の網にしたり、規模を小さくしたり、古いのを取替えたりする中で被害額を縮小して5,000万ということなんです。この救済をお願いしたいということが定置部会の切実な願いでありました。町長交渉より1カ月前に副町長交渉やってるんです。詳細説明した上で、ぜひ町長につないでほしいという段取りを踏んだ上で12月10日でしたか、改めて町長交渉をやりました。その時の町長の答弁が問題なんです。何で網上げなかったんだと、何で共済に入らなかったんだと、あなた方の自己責任でしょと。これが問題なんです。網を上げられなかった理由が、私は議会でも説明しましたよね。低気圧の天気図、前日まで予想できない状況だったんです。私も見せてもらいましたが。時化てきて、網をなぜ上げ遅れたかという、その時、相当サケが網に入っておったんです。だからまず入ってるサケを回収して、それも命がけの作業なんです。次に網を持って来るという時には、もう時すでに遅しで物理的に間に合わなかったと。それをやっちゃったら人身事故発生する危険性がありますよということも説明してあるはずなんです。まずそれが一つ。それから共済については、これも何回も言ってますが全損でなければ対象にならないんです。仮に入っていたとしても、どこまでカバーされたかという問題あるんです。だから全道的にも共済加入率というのは17%、道南でもほとんどないんです。しかもせたなの場合7カ統で1箇所というふうに見られますから1カ統でも入らない場合は他の6カ統も入れないという仕組みになってるんです。そういうことになっているわけですから、自己責任だと言って一銭も助成しないっていうのは苛酷だと思います。3割でもいいじゃないですか、2割でもいいじゃないですか。場合によっては1割でもいいんです、頑張れと、来年ぜひいい漁をしてくれなと。こういう温かい行政の対応が大事だということを私は言っているんです。そういう反感の声を聞いていないから何て言うんですか、反省する必要も何もないんだというけども、それは町長まずいですから、これは嚴重に申し上げておきたいと思います。

②なんです、上ノ国のこの度の助成内容、町長把握してますか。どういう政策か把握してますか。町長のほうから先ほど触れてませんから私のほうから触れましょうか。まず燃油に対する

支援では、給付金は漁船1トン以下が5万円、1.1トンから3トンが8万円、3.1トンから5トンが10万円、5.1トンが18万円、これは国の地方創生臨時交付金を財源として既に議決されております。それから先ほど申し上げました経営支援、これは手厚いものもあるんです。漁船や装備品、定置網などを助成する。個人経営は250万円以内の場合、共同経営は500万円以内の場合それぞれの半額を助成するというものなんです。これが非常に大事な助成内容なんです。ここは先ほど町長触れませんでしたよね。1番触れていただきたいのは、町長が触れなかった問題なんです。それから各部会に対して投資規模により40から75%を補助する。そういう制度も併せて予算化しております。私は、これは同じ漁業の町として、ぜひ先進町村の条例を参考にして検討していただきたいと思います。我が町でもぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。再度ご答弁を求めます。

③342万の流木対策費の問題です。町長先ほどの答弁は大きなごまかしがあるんです。何かっていうと道の予算の確保に努めるということをおっしゃいましたね。ところが道の予算の確保の目処ありますか現状で。私は担当課長からこれ以上の追加予算、基本的に難しいというふうに聞いてるんです。であるならば町の独自予算を計上する以外に方法がないと思います。その決断をなさっていただけますかっていう質問なんです。そここのところに答えないで、道に引き続き補助金の申請をお願いしたいと、やってみないと。これ答弁ありませんでしょ。少し状況を申し上げておきますが、31日に入札をして現在流木の撤去作業をやっておりますが、直近の情報では、まだ嗣内少ない方面までの状態のようです。ですから吹込までは行ってないんです。もちろん太櫓方面の除去作業もまだ手つかずということです。これは今月の頭からやって今日9日ですけれども、まだ作業終わっていません。相当数残ってるという現場からの報告を受けてます。342万円で全部できるかどうか、これは判断なさってください。それから本当は9月3日に網を入れる予定だったんですが、今日の朝から初めて網入れが始まりました。3カ統のみであります。明日3カ統になるかどうか、まだ今の段階でははっきりしませんが、そういう状況です。それから12日に残った1カ統を入れるかどうか、これもまだはっきりしません。理由は時化がまず台風11号の関係があったんです。これは慎重を期して9月6日、7日は避けなきゃならんという判断ありました。ただ温帯低気圧に変わりましたからなんなんですからけれども、今また12号発生してますから、それが一つ。それからやっぱり雨が来ますとどうしても流木がまた浜に流される危険性があるということなどで非常に慎重でありました。加えてコロナに感染して作業ができないために網を入れないという組もあるんです。だから不明確だっというのその辺なんです。もっともコロナも8月以降270人ぐらいですかせたな町内でね。これは一次産業まで影響してきてるんです。8月以降9月3日まで町内で270人感染してますから。漁業者も感染したために網を入れることについて日程が立たないというのもあって。要するに流木と台風とコロナと三重苦に直面してるということなんです。ところが今年はサケの回帰が非常に速くて寿都あたりでも、もう相当来てるという情報です。それから値段が走りいいんです。中央市場でも雌でキロ1,600円ですか、それから雄で600円台、走りすごくいい値段ついてますから、これはシーズン通して高値で推移するだろうと思うんですが、1日も早く水揚げしたいというのが漁業者の切実な

思いだということ町長にもぜひ理解してほしいと思います。それで申し上げますが、現状のままであれば網を7カ統全部入れても、また大きな雨や台風が来ますと現状のままでは大きな被害が出るだろうというふうに言っております。ですから道の予算が確保されたらやりますよという話ではなくて、道の予算が確保されようが、されまいが定置網漁に障害が出る流木が残っているとすれば、それは日にちをかけないで10日後、半月後の話にしなくて直ちに対策を打てるように段取りをぜひしていただきたいと思います。せたなの場合、定置網漁が大事だというのは管内の水揚げ量の平年でも半分くらい行ってるんですせたなはね。去年なんかは大漁でしたから7割言ってます。つまりせたなの漁業の本当の根幹をなしているそういう分野だということをお願いしたいと思います。これもせたながたまたまいいということではなくて、過去にサケの水中での放流事業をやりまして、それから町長ご承知のように豊かな海と川を取り戻す会、これを漁業者中心に立ち上げて10年間に渡って魚の戻る川を目指して努力を積み重ねてきた結果として、せたな町のサケの漁獲高が管内で半分、いい時には7割という血のにじむような努力の中からの成果があるということなんです。ここを町長一つ理解をして温かい支援策ぜひ打ってください。これは強く求めておきます。

それから4点目、水難救済会の出動報奨金の問題です。先ほど町長答弁されましたが、その答弁の資料を私持ってます。その答弁した制度の手当が低いから私言ってるんです。念のために申し上げておきましょうか。これは北海道の出動報奨金交付規則になりますけれども、日本水難救済会の北海道組織です。これは公益財団法人として組織されているわけでありましてけれども、基本的にはボランティアというふうに町長おっしゃってるようになってます。しかしそうではあるけれども出動報償金の規則は制度化してるわけです。どういう内容かと言いますと発動時から救助終了時までの時間が4時間未満の出動に対して現行5,000円なんです。出動時から救助終了時までの時間が4時間以上24時間未満の出動に対する交付、これは現行で6,000円です。つまり24時間一生懸命頑張って救助して最大6,000円なんです。これ町長どう思いますか。昼夜寝ないでやってですよ、漁業者はここを言ってるんです。もちろんお金を目当てで私たちは出ているわけじゃない。海の男として救助すべきだと思うから沖に行くのを止めて時化の中でも頑張ってるんだと。そういうことを行政もしっかり受け止めてほしいという話なんです。それで念のためと思ひまして、昨日、熊野総務委員長、檜山消防団の檜山支部長にお願いをいたしまして資料をいただいたんですが、消防外務出動手当は金額が違うんです。国の基準では1日8,000円、つまり24時間で8,000円というふうになっているようですが、檜山広域行政組合の消防団員の場合は、長年の努力のかいあって大きく改善、改革されているようであります。今年の4月1日から4時間まで5,000円、その後4時間を超えることに同額を加算という規定になってるんです。そういたしますと単純に言ひまして24時間で3万円と、私は別に消防団並みにしろと言ってるんじゃないんです。そうではなくて海には海の救助活動の独特の命と隣り合わせの困難さ、危険さがある。消防団員の皆さんもそれは同じです。しかし24時間程度として6,000円でどうなのかということなんです。参考までに申し上げますが、旧瀬棚町時代、これは平田町長の時代でありますけれども、こうした災害出動の時には、陣頭指揮

に立って、もうすぐに皆出てくれと、かかる費用は町で持つからと、頑張ってくれよと。陣頭指揮を執ったっていうんですよ。そのとおり予算も付けてくれたと言っておりました。今の町長とは大きな差があるという話なんです。私は別にそこを同じにしろとは言いません。現場に出れることもあるし、不在の時もあるでしょうから、しかし問題はそうした状況を、よは全国的な基準があるからいいだろうと。報奨金も交付されるからいいんじゃないかということで片づけていいのかということなんです。これは私は幾らにしろとは言いません。しかし少なくとも4時間で5,000円、24時間やって6,000円これについてはいかがかなというふうに思いますから、そこは町でも上乘せをして頑張れというエールをぜひ送っていただきたいというふうに思います。納得いく答弁であればこれで終わりますが、いかなければもう一発やります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、まずほかの自治体等のさらに手厚い補助等を考えるか、2点目、3点目、漂着物、道の予算が無くても町独自でやる考えがあるか。それと最後の出勤の手当の件、この3点について明確にお答えください。

○町長（高橋貞光君） それでお答えをさせていただきます。網の関係は今この問題については漁業者のほうからのお話は出てきておりませんということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（菅原義幸君） よく聞き取れません。

○町長（高橋貞光君） 漁業者からそういう話は、私は町としては聞いておりませんということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから流木の関係ですが、これは臨時会で補正をさせていただきました時に、菅原議員からは早い対応だということで随分お褒めをいただいた案件でございますが、これは今、実際に流木処理を進めておりますので、その経過を見ながら対応したいというふうに思っております。それからこの今のサケ定置の関係ですが、今回、議員からは台風やコロナで網入れが遅れているという話でございました。町としては、これまでもサケの増養殖につきましては、2次飼育地などを積極的に設置いたしまして、この回遊率の改善に努めてきたところで、一定の成果があらわれているということで大変喜んでおるところでございます。この1日も早く入れていただき水揚げをしていただければいいなというふうに願っているところでございます。

それから水難救済会の報奨金の関係であります。これは水難救済会からのそうした要望は私のところには届いておりません。まずは上部組織に報奨金の改正についてお願いをしていただくべきものというふうに理解をしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長1点は、ほかの自治体でやってるような手厚い形のものというのは考えられるかどうかという2点目の質問です。漁業支援手当の中で燃油対策以外にということですよ。

○町長（高橋貞光君） これはそれぞれの町で地方創生臨時交付金を原資としてどういった政策を展開するかと、いろいろその町によって扱いが違うということでございます。うちの町は大変大きな金額でありましたが、これは議会の皆さんにもご意見をちょうだいしながら、ああいう形で町民に給付をしたということでございますので、あの町がこうだからということではなくて、

それぞれの町がそれぞれの町に合った対応したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） やっぱり再々質問せざるを得ないんですよ。答えになってません本当に。よくこれだけ質問の真意をはぐらかした答弁できるなど感心します。1点目については、答えておりませんから、これを全面的に認めたものというふうに理解をしております。

2点目、上ノ国町の例なんです、上ノ国は上ノ国だと、我が町は我が町はだと、こういう答弁町長ありますか。先進町村に学ぶべきものがあれば謙虚に学んで、我が町になぜ生かせないんですか。私は午前中からあなたの答弁聞いてますが、非常に上から目線で理屈も理由もなく、バサバサと住民要求切ってるというふうに見えるんです。同じ日本海で同じ檜山管内で上ノ国がそこまで大型の制度を作って漁業支援やってるんです。なぜ我が町でできないんですか。燃油対策は確かにコロナの予算であります、施設支援は町の単独予算なんです。財源計上して大きな政策打っていつているんです。だから定置網についてもこういう制度があれば救済できるんです。個人で250万の半分、法人で500万の半分、これ大きいんですよ。私はチャレンジ制度再延長、つまり新チャレンジ制度をぜひやるべきだということを申し上げておりますが、一向にやろうとしませんよね。前回の議会で聞いたら財源あるじゃないかという指摘に対して、もうちょっと貯めたいんだと。そういう極めて不見識の答弁してるんです。趣味でもあるまいし、基金も何億まで積み立てるまで皆さん待ってくれるという話がありますか。皆さんが喉から手が出るほど欲しい制度は、いち早く打つべきじゃありませんか。それに対して、さらに後追いでいいから基金を積み増していけばいいんです。ですからチャレンジ事業については、やる気がないんだなというふうに思うから、私は上ノ国町で今回打った政策を、ぜひ我が町でもいろいろ検討、研究してみたいかと言っているんです。検討、研究さえできないんですか町長。私は資料を議会事務局通じて入手しました。それはおそらく町長部局経由だと思うんです。総務課ですかこれね、取り寄せた先は。だから町長も見てください。これは何も上ノ国だから特例だっていうんじゃないで、今は日本海漁業対策の中で全く必要な事業に適った政策だから私は提起しているんです。またそれでもやらないって言うんならやらないで結構です。漁業者にそう申し上げる以外にありません。これはぜひやるという方向で検討されますように申し上げたいと思います。

それから流木の問題なんです、どうも噛み合わないんです。私は急いでいるんです。今、網を入れて仮に新たな台風が直撃した場合にどうなるか。あるいは大きな雨が来て、さらに海面に流出したらどうなるか。非常に時間的に切迫しているから安心、安全に定置網漁に打ち込めるように町側の速やかな対応を求めたいというふうに言ってるんです。それで町長342万円では足りませんから、これだけははっきり言うておきます。請け負った業者が赤字覚悟で500万でも、1,000万円でも、その部門の仕事をするのは別です。それは業者に無理でしょう。だから現状どこまで進んでどういう見通しか業者に聞いてください。結構、終わったあとのところにも残っている部分あるよという話も聞いているんです。それでもし時化が来て網の被害が起きてからでは遅いですから、これは25日の臨時会の時にも申し上げましたが、絶対避けなきゃならんことだと私は思っているんです。もう今年は共済にも入っておりませんし、行政側の温かい配慮、

思いやり、こういうものを示してこそ漁業者のよし俺たち頑張るぞと。たくさん水揚げすることによって税金を納められるんだと、町もいだろうし私たちもいいんだといういい関係をぜひ作り上げたいと思うんです。そこのところにも触れて道の予算確保できない場合には、速やかに町の独自予算で手を打つと、流木を始末するという答弁をぜひ求めたいと思います。

それから出動報奨金です。その前に町長の答弁で一言申し上げておきたいのは、漁業者から聞いていないという答弁は、複数回やったわけです。それは私、答弁にならないと思います。議員というのは町民の代弁者なんです。町民の声を背負って議会で質疑しているんですから誠意を持って向き合って答弁していただかなきゃなりませんよ。何も個人的にプレーして勝手に質問してるわけじゃないんです。このたびの質問も全て漁業者と打合せをした上で部会にも何回も私出てるんです。ですから副町長を通じて町民児童課長にも同席してもらってます。水産林務課長、課長補佐にも同席してもらってます。私が聞いている声は、町長の耳に届いていないはずはないんです。聞いていませんか漁業者の声、こういう部会をやって菅原はこうしゃべって、私にはこう言ったと、漁業者はこう言っているよという報告行ってませんか。顛末書は出てないんですか。私は後で全部資料、顛末書出してもらいたいと思ってます。その上で耳に入っていないということが、本当に入っていないのか。議会での答弁逃れの町長一流の答弁なのか。これは確認させてもらいます。漁業者の生の声を聞かなくても、間接的に担当課通じて入ったらそれは漁業者の声じゃありませんか。担当課通じて声が入らなくても議員が代弁して議会で正式に提起したら、それが漁業者の声じゃありませんか。それをなんで否定するんですか。私はそういう町長の答弁については断じて納得ができないと。撤回していただきたいと思います。

その上で4点目にしますが、出動手当については、これは不十分なんです。組合を通じてまず日本水難救済会に言えって言ったって、水難救済会の基準というのがあって、それが全国的にその状況に固定化されているから、足らざる部分を我が町で特別に政策として手当てしてはどうかということ言ってるんです。その答弁に日本水難救済会のほうに意見を述べると、こういう答弁になりますか。そうであればそのように漁業者には答弁いたしますが、漁業者の出す要望について、特にひやま漁協瀬棚支所の方々からの要望について町長随分後ろ向きです。ことごとくって言っているほど聞く耳を持たない。私が代弁して議会でも言ってもやろうとしない。そういうことで町長いいんですか。せたなは何の町ですか。農業、商業、観光業ありますが漁業というのも大事な基幹産業じゃありませんか。ここに必要な政策を必要な分だけ打っていくというのは、首長としての最小限の責任です。それだけはきちんと果たしていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず臨時交付金の関係につきましては、ご理解をいただけなかったようではありますが再度繰り返して申し上げます。それぞれの町におきまして、それぞれの対応というのがこれはあつてしかるべきというふうに考えております。せたな町はせたな町として議会のご意見もちょうだいしながらこういう臨時交付金の配分をしたということで、これは一つご理解い

ただかなければならないというふうに思います。一つの同じ予算の中で、どこかの配分を濃くするとどこかが薄まるという、これは当然出てくるんだというふうに思います。したがってそれは町の事情によるものというふうに理解してください。

それから救済会の関係、私は筋論で申し上げておりました。漁業者の皆さんがこれで不十分というふうに考えるのであれば、やはり救済会を通じ、漁協を通してしっかりとそういう要望を上に出るといえることが大事ではないかということと答弁を差し上げたところでございます。そういう努力をしていただければというふうに思います。

それから流木の関係なんですが、実は7月の臨時会で菅原議員からは、お叱りをいただきました。この漁協から要望が正式上がってないという間違いですと。組合から要請が出ておりますという発言がございました。その際、私はまだ見ておりませんという答弁をさせていただきましたけれども、それにつきましては実はやはり要望書は漁協からはいただいております。8月になりまして、正式なこの協力依頼というのがまいりました。これによりまして漁業者も一生懸命流木処理をやるので、町も手伝ってほしいよというこの職員の派遣の依頼ということの協力依頼でございました。そういったことでこれはやはりこれも筋論としては、この流木処理は管理者である北海道がやるべきものということではございますが、今回、北海道の予算を確保いたしまして町が発注をしたという経緯がございまして、これは予算のある限りしっかり処理を進めてまいりたいということとありますので、漁協もそういう管理者が北海道だということは十分ご承知のこととありますから、町には協力依頼という形で出てきたものというふうに思っております。町としては、できる限りしっかり協力をしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁は事実誤認があります。それから答弁になっていない部分があります。そういう立場から再々質問の補助をやりたいと思いますがいいですか。

○議長（真柄克紀君） どの点ですかまず。今の最初の事実関係が違うということですか団体との。

○11番（菅原義幸君） そこではっきり言います。事実誤認があります。

○議長（真柄克紀君） そうですか。それでは質問を許します。端的によろしく願います。

○11番（菅原義幸君） 町長答弁は事実誤認です。上ノ国も経営支援策、これは別にコロナの臨時交付金関係ないですよ。燃油のほうは関係あります財源として。しかし経営支援については独自財源で打ってますから、これまでも何か政策打ったかのような言い方、それぞれの町はそれぞれ使い方あるんだというような言い方、これは事実誤認ですから答弁を訂正していただかなきゃならないと思います。ようは町の独自政策として漁船や装備品、定置網などを助成する制度、これを上ノ国は打ったということなんです。同じ日本海だから我が町でも検討できないんですかというふうに聞いてるんです。そこを明確に答弁していただかなきゃならないと思います。それから答弁漏れという点では、再々質問に対するまともな答弁になってないじゃないですか。これそういう答弁で逃げるんならもう一般質問になりません。そのことだけ申し上げておきます。

終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 上ノ国町と比較をしていらっしゃるようでございますので改めて申し上げますが、漁業支援様々な形でせたな町もやらせていただいております。上ノ国町と比較するのであれば、せたな町はトラウトサーモンの試験事業も積極的に丸抱えでやっておりますし、またナマコについても、これは北海道の部分以外に、それ以外にせたなでは種苗センターで100万ものを大量のナマコ稚魚の生産放流もしておりますので、一概に比較をして少ない、多いという議論にはならないというふうに思いますのでご理解いただきます。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長、今の答弁しからんです。私が再々答弁の補充でやったことの全くのすり替えじゃないですか。こんなこと許しておいたら一般質問成立しますか。整理してください。

○議長（真柄克紀君） 要するに政策的な町としての独自の漁業振興について前向きに考えるかどうかという答弁ですか、今までやらないことはあれにして、

○町長（高橋貞光君） 一般財源を使ってという話でしたから町も一般財源使ってやっていますよと。

○議長（真柄克紀君） それはわかりました。だからこれから今までやってることにプラスしてさらにそういうことを考える余地があるかないかという質問だと思いますので、あるかないか答弁してもらえればいいんじゃないですか。

○11番（菅原義幸君） 今まで一般財源使った政策打ってませんよって言い方してるんじゃないんですよ私は。やってない部分があって、先進地があるんだからそれを研究、検討してみたらいかがかという展開をしてるんです。何でそれにまともに誠意を持って答弁しないんですか。

○議長（真柄克紀君） まず今も言いましたように、要するに今までの政策は政策としてこれからさらに前向きな形の政策を考えているかどうかという質問ですから、それであるかないかということでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今後このようなこの漁業によらず全ての政策予算につきましては、しっかり勉強させていただきながら適切な対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の3問目の質問を終わります。

1時間が経ちました15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。



引き続き一般質問を行います。

菅原義幸議員、4問目の質問をどうぞ。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に対しまして4問目の質問を行います。高齢者の外出支援策について。

①年金生活をしている88歳の瀬棚区の独居の方からハイヤー代の助成について相談を受けました。足が不自由なため、診療所やコンビニに行くのに毎回片道730円、往復1,460円のハイヤー代を払っており、運転手さんから町に相談したらと言われたので町長に伝えて欲しいとのことでした。旧瀬棚町時代には、年間48枚ハイヤーチケットが交付されていましたが、その半分程度のサービス事業を検討してみてもいいでしょうか。

②新型コロナの感染も終息が見えませんが、コロナ対策の一環としてまちなかバスの試験運行をしていると町長がおっしゃるのであれば今年の冬も行うべきではありませんか。

③全町的な通院バス料金無料化政策を早期に実施する考え方はありませんか。

以上であります。

一言申し上げておきます。私の質問通告はどれも単純明快なんです。極めて端的に通告してるんです。だからいらぬごまかしや詭弁、争点すり替え、そういうことをやらないでストレートにまっすぐ直接的に答えるように、議長、特段の配慮を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、質問に端的に簡潔明瞭にお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 4問目の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問ですが、旧町時代に4分の3以内の補助金を利用しての事業ということでございました。補助金の廃止に伴い事業廃止となったものであります。新たにこの制度ができましたら検討してまいりたいというふうに思います。

2つ目の質問でございます。まちなかバスの実施は予定ございません。

3点目でございます。早期に実施する考えはありませんかという質問でございました。ございません。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長、1点目は補助があれば考える、そういう場になったら考える可能性があるという答弁でよろしいですね。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点目は検討するというのでいいんですね。早期の検討を求めます。

2つ目、運行しないということなんですが理由を伺います。

3点目、これも実施する考え方がないようではありますが、その理由を伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） その根拠について、高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 1点目は、そういう制度ができましたら検討させていただきますという答えをさせていただきました。

2点目です。まちなかバスの運行につきましては、本事業第2次新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して、町内交通事業者支援を第1の目的として行ったものでございます。そうしたことから、この交通事業者の支援につきましては、今回は事業者へ、せたな町地域公共交通運行事業者原油価格・物価高騰支援給付金交付事業ということで実施したところでございます。

3点目ですが、通院バスの無料化につきましては、町内には公共交通空白地域がまだ多くございますので、まずはできるだけ早くデマンド化も含めた持続可能な公共交通体系を構築してまいりたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点目ですが、制度ができれば検討すると。これはどういうことですか。制度は誰がいつ作るんですか。それは行政執行者である町長自身が、いつ制度化するかを明確にしなければ答弁としてこれ成立しませんよ。そこはいつ制度化するのか。そこを明確にしていきたいと思っております。

それから2点目なんですけど、別の制度やるからやらないと、こういうことなんです。つまりまちなかバスというのは、結局のところ経済対策ではなかったということなんです。経済対策でやるのであれば、まちなかバス以外の方法できているわけですから、それから突き詰めてみたら今までの説明は事実と道理に照らしてみても違う答弁をしていたということが明らかになります。それでまちなかバスの目的というのは、冬季間足の不便な方に対して便宜を図るための外出支援策の一環なんです。これは高齢者に対する外出支援策として打たなくてもいいということになりますから、改めて検討して今年の冬は、ぜひ復活するように再度求めておきたいと思っております。

それから全町的な通院バス料金無料化政策、これは打ち出すことに何か特別な障害があるんですか。政策上で重大な障害があるのであれば明らかにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず①の質問です。この事業の関係でございしますが、これは旧町時代に北海道の補助金を使ってやっていた事業です。したがって北海道の事業の補助金が廃止され事業を終えた経過がございします。先ほどの答弁ですが、北海道の事業が再度出てきましたときに検討をしたいというふうに答えたとところでございます。

それから2点目です。菅原議員の理解の仕方は、それはそこに私は異議を唱えるものではございませんが、町の思いとしては、地域公共交通の交通事業者の支援を第1目的としての臨時給付金の要項に沿って事業を組み立てたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それから3点目でございますが、これも議員とは考え方の違うところでございしますが、私としては公共交通空白地帯をまずしっかり対応して行きたいと。その高齢者の足の確保という点につきましては、これ以外に町としては現在、ヘルパーサービスによる通院、買物などの支援、それから社協による無料買物支援、それから通所サービスB、これはサロンへの送迎です。それから訪問サービス、訪問型サービスB、これは買物、掃除、ごみ出し等に利用されております。さら

には障害者タクシー料金助成ということで580円掛ける24回と、こういった事業を現在町では行っております。こうしたことを充実、広げてまいりまして、そうした高齢者の足の確保に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長2点目で、質問者はそういう経緯があったにしても冬の間の外出施策として再度やる気がないかどうかという質問をしておりますので、それについての答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） ですから議員との噛み合わない点は当然あると思いますが、町としては実施する予定はございません。

○議長（真柄克紀君） 続いて、菅原議員の5問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは、せたな消防署の救急体制の強化について町長におたずねします。

①数年間の瀬棚区救急車の出動状況を見るとほぼ本署から出動しています。今後、検討すべき課題はないのか伺います。

②救急救命士の確保は、現状では定員割れとのことですが、具体的な状況と定員割れの原因について説明を求めます。

③長期的な視点に立った救急救命士有資格者の確保策や養成策について、町長の構想を明らかにしてください。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。瀬棚区の救急体制につきましましたは、平成28年度のせたな消防署組織再編により車両の集約を図り、瀬棚区からの救急要請に対しては本署から出動するとともに、瀬棚分遣所へ配置した救急救命士が消防指令車で先行出動する態勢となりました。そういったことでの現時点で課題はございません。

それから2点目のご質問にお答えいたします。これは救急救命士の定員に定めはございません。第2次せたな町総合計画では2027年、令和9年度を目標年として23人としているところでございます。現在は19人ですが運用上、支障が出ないように努力しているところでございます。

3点目でございます。救急救命士の確保につきましては、随時せたな消防署と協議しておりまして、今後とも計画的な採用と一般消防士からの養成を図り確保してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 計画では23名、これが現状19名ということでありまして。これをどのように埋めていくか伺いたいと思います。

それから先ほど3点目、これは計画に従って採用を進めると言いました。どういうふう採用をしていくのか、その中身を伺いたいと思います。それで少し内容に触れておきますが、高校卒

業の新採用の場合、これを救急救命士有資格者に育て上げて、実際に配属し現場に出動するまでには10年程度の期間がかかるというんです。これ町長ご存じですか。まず最低5年の勤務実績が必要であって、その後、学校に行き、いろいろな条件、総合的に試算にいたしますと10年は必要だという現場の説明をいただいております。これは相当長期にわたって計画的にやらなければ大変な仕事だろうと思います。次に有資格者を採用する問題、これも最近なかなか大変なようであります。なぜ大変なのかと言いますと、制度がいろいろ変わりました医療機関でも救急救命士の高度な利用が可能に制度が改変しているということなんです。そのために自治体からの救急救命士が民間の医療機関に、他の医療機関に流出するケースが明らかに出てきているということなんです。我が町でもそうした情報を得ております。そこで待遇問題を調べてみました。民間の医療機関の給与体系、全てではありませんけれども抽出調査をいたしますと、我が町の大学卒業生の初任給よりも民間の医療機関が高いという実例がございます。全てを調査しているわけではありませんから断定はいたしません、例えば勤労者医療協会では19万あるいはハートセンター等々では21万、当然その他の手当についても手厚いようであります。民間医療機関の救命士の運用枠が拡大することによって、自治体からの移動が極めて起きやすい状況になっているということを私は危惧いたします。それで我が町でも定数割れの状況には途中で退職される方がいるんだという情報もいただいているんです。こういうものにもきちんと対応できる体制を作っておきませんか、町長先ほど、いや別に定数ないんだし、心配ないんだみたいな答弁ですけども、やっぱり救急救命士の役割というのはますます大きくなるわけです。だからこれをきちんとした見通しのもとで確保しなければならぬと思います。救急救命士資格者を採用しても直ちに現場の配置にはならないということのようであります。勤務年数あり、また特定の病院の研修を受けなければならない。それも定数枠があるかどうか等々を考えると最低でも1年半、これは現場に出るまでに必要であろうと。いろいろ希望者が多ければどんどんずれていくわけです。そういうことを考えますと、やはりこの問題は町長先ほど答弁したように、いとも簡単に答弁していますが、そうでもないと思うんです私は。ですからしっかり腰を据えて現場の意見も聞きながら、町長の政策として処遇の改善も含めた政策を的確に打っていく。5年先、10年先を見通した確保を今から緻密にプランを立てて抜かりなく進めていっていただきたいということを申し上げたいと思うんです。

答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今回この救急救命士の採用に関係して、救急救命士の業務範囲が医療機関へ拡大したということもございまして、そちらに流れる可能性が出てまいりました。そうしたことでの一定の中から町が救急救命士を採用すると、確保するということは、大変議員がご心配いただいているように今までよりも難しくなっているということになろうというふうに思います。有資格者の採用確保につきましてはそういう状況であります、しっかり相手のあることですから必ずいつ何名ということにはならないかもわかりませんが、精一杯努力させていただいて支障のないようには確

保に努めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員よろしいですか。

それではこれで菅原議員の5問目の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号令和4年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に3億1,975万1,000円を追加し、補正後の予算総額を92億3,657万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、デマンドバス運行事業費補助金、住宅リフォーム等助成金、プレミアム付商品券発行事業補助金、高齢者世帯等生活支援事業、大雨により被害を受けた林業施設や道路橋梁施設、河川施設などの災害復旧費など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の変更2件、追加2件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1の5ページ、第2表地方債補正からご説明いたします。変更する臨時財政対策債については、発行可能額の確定に伴い限度額を減額するものでございます。道路補助災害復旧事業債は、大雨により被災した道路施設を復旧するため変更するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。次に追加する町道附属物改修事業債410万円については、町道公園通線転落防止柵改修工事が適債となったことから追加をするものでございます。河川補助災害復旧事業債250万は、大雨により被災した河川海岸施設を復旧するため追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいているものと思っておりますので説明は簡潔にさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは歳出からご説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では12ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費42万1,000円の主な追加は、18節負担金補助及び交付金、檜山北高等学校開校50周年記念事業負担金42万円で、50周年記念事

業の支援を行うものでございます。11目光ファイバ網管理費121万6,000円の追加は、10節事業費、修繕料で光ファイバ施設の修繕などがございます。12目地方創生推進事業費の財源振替は、企業版ふるさと納税が法人1件あったことから寄附者の意向により産業等活性化補助金に財源を振り替えるものでございます。15目諸費3,324万円の主な追加は、18節負担金補助及び交付金、デマンドバス運行事業費補助金1,500万円はバス利用者の増加により運行回数が増えたことによる追加でございます。移住定住促進住宅奨励金300万円及び住宅リフォーム等助成金1,500万円は、申請件数の増加が見込まれることからそれぞれ追加するものでございます。16目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費2,237万6,000円の追加は、プレミアム付商品券発行事業補助金でプレミアム付商品券の追加販売経費でございます。目の追加で、21目高齢者世帯等生活支援事業費1,755万7,000円の追加は、10節需用費、消耗品1,681万4,000円は、共通商品券の購入費、11節役務費74万3,000円は、共通商品券を送付するための送料や商品券の返戻手数料でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費70万3,000円の追加は、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金41万3,000円、介護サービス事業特別会計繰出金29万円は、それぞれ特別会計へ繰り出しをするものでございます。4ページになります。5目障害者福祉費938万3,000円の主な追加は、22節償還金利子及び割引料で障害者自立支援給付費国庫負担金返還金のほか、記載のとおり国費及び道費の返還金で令和3年度分の精算によるものでございます。6目福祉施設管理費550万円の追加は、14節工事請負費で上浦生活館屋根等改修工事でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費629万7,000円の追加は、22節償還金利子及び割引料で、児童手当負担金国庫返還金のほか、記載のとおり返還金で令和3年度分の精算によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費513万2,000円の主な追加は、12節委託料499万4,000円は、地球温暖化対策実行計画等策定業務でございます。5ページでございます。6目公営温泉浴場管理費59万4,000円の主な追加は、10節需用費、修繕料57万5,000円、瀬棚公営温泉浴場やすらぎ館の漏水等を修繕するものでございます。7目保険施設管理費42万9,000円の追加は、12節委託料、オンライン資格確認システム連携業務で、大成歯科診療所でマイナンバーカード対応のため既存のシステムを改修するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費81万8,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員12万2,000円、10節需用費、燃料費69万6,000円については、大雨の影響により排水機場管理人の報酬及び燃料費に不足が生じるため追加するものでございます。2項林業費、2目林業振興費200万円の追加は、18節負担金補助及び交付金で、森林活性化間伐等搬出支援事業補助金でございます。

7款1項共に商工費、1目商工振興費は財源振替でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費175万4,000円の追加は、12節委託料、源泉施設点検整備業務で、貝取澗5号井温泉ポンプモーター及び熱源流量計の取替を

行うものでございます。2項道路橋梁費、1目道路維持費120万9,000円の主な追加は、10節需用費、修繕料155万6,000円、大型ロータリー車のプロアケースを修繕するものでございます。

6ページでございます。10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費337万8,000円の追加は、10節需用費、修繕料157万2,000円は、北檜山中学校漏水修繕及び小破修繕料の追加でございます。17節備品購入費、遠赤外線暖房機2台148万8,000円、石油暖房機3台31万8,000円は、大成中学校体育館の暖房機が故障したため購入するものでございます。5項保健体育費、1目保健体育総務費93万8,000円の減額の主なものは、8節旅費、普通旅費61万3,000円の減額は、B&G海洋性レクリエーション指導員養成研修不参加によるものでございます。

14款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費1,200万4,000円の主な追加は、12節委託料、林道災害復旧測量設計業務400万4,000円は、林道3路線4箇所災害復旧測量設計を行うものでございます。14節工事請負費、林道トンケ線災害復旧工事のほか、記載をしております林道の災害復旧工事を行うものでございます。7ページでございます。2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費1億6,450万円の追加は、12節委託料、町道被災施設防護業務130万円は、被災路線3箇所のシート防護業務でございます。道路災害復旧測量調査設計業務1,600万円は、被災の町道6路線の復旧測量調査設計業務でございます。14節工事請負費、町道共和線道路災害復旧工事のほか、記載の町道の災害復旧工事及び応急工事を行うものでございます。2目河川災害復旧費2,880万円の追加は、12節委託料、河川災害復旧測量調査設計業務1,200万円は、被災した河川、橋梁の災害復旧測量調査設計でございます。14節工事請負費、準用河川最内川災害復旧工事のほか、記載の河川の災害復旧工事を行うものでございます。

これらに係る主な歳入であります。戻りまして資料の1ページからでございます。議案その1では8ページから11ページまでになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金1億450万8,000円の追加は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金で、道路、河川施設の災害復旧費に充当するものでございます。2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金1,034万1,000円の追加は、再生可能エネルギービジョン策定業務及び再生可能エネルギーゾーン業務に充当する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金840万円の追加は、高齢者世帯等生活支援事業費に充当する市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金でございます。5目商工費道補助金500万円の追加は、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業費に充当するプレミアム付商品券発行支援事業費補助金でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入294万9,000円の追加は、川沿地区宅地分譲地及びトンケ橋架替用地売払収入でございます。目の追加で3目物品売払収入128万円の追加は、公園管理用トラック及び大成区患者バスの売払収入でございます。

17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金90万円の追加は、企業版ふるさと納税で法

人1件から100万円の寄附があり、当初予算で10万円を計上しておりますので差額の90万円を補正するものでございます。なお寄附者の意向により産業等活性化補助金に充当するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目生活交通確保対策基金繰入金1,500万円の追加は、デマンドバス運行事業費補助金に充当するものでございます。6目公共施設整備基金繰入金500万円の減額は、町道付属物改修工事が適債となったため減額するものでございます。8目森林環境譲与税基金繰入金630万4,000円の追加は、森林活性化間伐等搬出支援事業補助金に200万円、林道災害復旧費に430万4,000円をそれぞれ充当するものでございます。

19款1項1目共に繰越金1億1,800万1,000円の追加は、前年度繰越金で財源調整でございます。

20款諸収入、4項1目共に雑入3,108万6,000円の追加は、1節総務費雑入、北海道市町村職員退職手当組合事前納付金清算還付金2,624万7,000円、光ファイバ網管理費に充当するIRU設備支障移転扶助費92万9,000円、上浦生活館屋根等改修工事へ充当する公有物件建物災害共済金275万円、3節衛生費雑入、ドクターヘリ運航経費負担金精算還付金116万円でございます。

21款1項共に町債、1目総務債980万円の減額は、臨時財政対策債で発行可能額の決定により減額するものでございます。5目土木債410万円の追加は、町道付属物改修事業債で、町道公園通線転落防止柵改修工事が適債となったため追加するものでございます。9目災害復旧債2,610万円の追加は、道路補助災害復旧事業債2,360万円、河川補助災害復旧事業債250万円の追加は、大雨災害に係る町道及び河川の災害復旧工事に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 補足資料の7ページ、2項の公共土木施設災害復旧費について2点ほど伺いたします。工事請負費の中でポチたくさんありますが、復旧工事及び応急工事と2つに色分けされてございます。復旧という言葉の通りなんですが、応急とはあくまでも応急なんだろうということで、これが正式に復旧されるというのはどういうふうな考え方でいるのか、それが一つ。

それともう1点でございますけども、以前にこの大雨災害、これは本州等の大雨災害もあった中で、一部情報で激甚災っていう形で指定されるという、そういうふうな情報も耳にしたんですが、今回この補正予算で特定財源で国道の支出金という形で出てますが、この財源についてはどういった考えから来てるのか、その災害適用についての国からの対応の仕方、そして町の対応について2点お聞きします。

○議長（真柄克紀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ただいまの質問についてですが、工事請負費の中の災害復旧工



事となっておりますものは6月下旬の雨で被災を受けた部分の、8月下旬に災害査定を受けまして補助金も確定したものですから、その復旧工事を発注するものであります。災害応急工事となっておりますものは、8月中旬の雨で被災を受けた現場で早急に処置が必要な分は応急工事として発注するように考えております。

先ほどの激甚災害の関係ですが、今回災害復旧工事費で見らせてもらっているのは先ほど言ったとおり6月の雨の分でありまして、激甚災害に指定される予定のものは8月の大雨の被災を受けた部分でありますので、今回の補正の中には激甚災害の分の国費などは入っておりません。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 念のためお聞きしたいんですが、そうすると今の課長の説明によりますと、応急というのはこれから復旧工事が当然ついて回るということなので、それはこの費用が激甚災というふうなことで費用が決定すれば、その中で変わってくるということだと思えます。そうすると今出てるのは、ここで一般財源からも4,648万ということなんですけど、その国なり道なり激甚災に指定されると、これは6月分というふうになると激甚災の指定に入らない部分という解釈でいいのか。それから8月16日の時の大雨災害の部分は激甚災に指定というふうなことで2本立ての予算の出し方というふうになるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） ご指摘のとおりでございまして、委託料の中に道路災害復旧測量調査設計業務というのが今回8月の雨で被災を受けた部分の設計業務でありまして、それを行ってはじめて工事費が確定して、その後災害査定を受ける。予定でいきますと11月に災害査定を受けることになるんですが、それで国費などがはっきりするので、その際にまた再度工事費のほうは補正させていただきたいというふうに考えています。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 一般質問しました住宅リフォーム等助成金の1,500万円を補正であるということが決定されました。事業者、申請者の皆さんが満足するものと思います。ですけれども、ちょっと一般質問の中で聞き忘れたことはありますので、もう1年たしか延長しますよと言うように聞きましたけれども、その辺課長どうでしょうか。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（神田 昌君） 先ほどの町長答弁のほうで1年延長を前向きに検討するというのでございます。ですのでその分につきましては新年度予算ということになりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第2号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に566万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,029万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、職員手当等の精査及び介護給付費負担金等返還金について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは29ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目包括的支援事業費社会保障充実分41万3,000円の追加は、職員手当等に係る増額でございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金10万円の追加は、前年の確定申告の修正申告による介護保険料還付金でございます。同じく2目償還金515万1,000円の追加は、前年度分介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが28ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で41万3,000円の追加。

8款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金525万1,000円を追加し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第8 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第3号令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に43万6,000円を追加し、補正後の予算総額を7,113万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護職員処遇改善支援交付金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは35ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費43万6,000円の追加は、デイサービス送迎車の昇降用ステップの修繕料29万6,000円と新型コロナウイルス感染症対応に係る介護職員の処遇改善を支援するため、業務委託先へ交付する介護職員処遇改善支援交付金14万円の追加に伴う増額でございます。

これに伴う歳入でございますが34ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で14万円の追加。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で29万円の追加。

3款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金6,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第4号令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,470万円を追加し、補正後の予算総額を6,099万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、風力発電事業基金積立金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

神田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（神田 昌君） それでは議案の40ページでございます。今回の風力の補正につきましては前年度繰越金が確定したことによる補正でございます。まず歳出でございます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費、補正額が1,470万円の増でございます。内訳としまして10節の需用費で消耗品費37万4,000円、11節役務費で手数料6,000円、24節積立金、風力発電事業基金積立金で1,291万9,000円、26節の公課費で消費税及び地方消費税ということで140万1,000円、合計1,470万円でございます。

歳入でございます。2款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金として1,470万円の増として、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第5号令和4年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、大成診療所においてカルテ更新に係る経費の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

国保病院西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは議案第5号について内容の説明をさせていただきます。44ページをお開き願います。今回提案する補正予算につきましては、大成診療所にかかる経費について追加をお願いするものでございますが、まずはじめに45ページの支出から説明させていただきます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、3目経費100万9,000円の追加は、大成診療所で現在使用しているカルテのサイズをB5からA4に変更することに伴い必要となる経費についてでございます。4節消耗品費では、カルテを保管するホルダー及びバインダーの購入に80万6,000円、9節印刷製本費では、カルテ3,000枚の印刷代20万3,000円の追加をお願いするものでございます。

これらに対します収入は44ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目1節共に外来収益で、医科100万9,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第11 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第6号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第6号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。  
原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案その2、1ページでございます。議案第6号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の条例改正につきましては、職員の育児等と仕事を両立できる職場環境の整備を図るため、非常勤職員等含め育児休業を取得する要件の緩和が目的でございます。

5ページからの新旧対照表で説明させていただきます。表の右側、改正前、左側改正後でございます。第2条第1項第3号アでは、非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件の緩和について改正するものでございます。改正前では、子が1歳6か月に達するまでに、続き採用または更新の見込みがある場合に取得可能でしたが、改正後では、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用、または更新の見込みがある場合に取得可

能となるものでございます。

次に第2条第1項第3号のイ及び6ページでございます。第2条の3育児休業法第2条第1項の条例で定める日、7ページでございます。第2条の4育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の改正でございます。改正前における育児休業の取得回数については、定める期間内におきまして原則1回の取得が可能でございました。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数制限の緩和がされ、改正後では、出生から出生後57日間と、このあと1歳到達までの期間では各々2回に分けて取得が可能となり、1歳から1歳6か月までの期間における育児休業についても原則1回の取得が可能でしたが、特別な事情があれば再度1回の取得が可能となるものでございます。

次に8ページでございます。第3条育児休業法第2条第1項ただし書で定める特別な事情の改正では、第3条第1項第4号について育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申し出は不要になり、改正後、第4号を削除して、改正前の第5号、第6号を、改正後、第4号、第5号に繰り上げるものでございます。次に改正前、同条第7号については、再度の育児休業取得に関わる任期付職員の任期の更新等の取り扱いについてでございますが、引き続き採用または更新による再度の育児休業について、改正後では、非常勤職員と同様に任期付職員も取得可能とする改正をして、第7号を第6号に繰り上げるものでございます。

次に第3条の2育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例を定める期間を新たに57日間として定め条例に追加するものでございます。

次に第10条育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情の改正でございます。第10条第1項第5号の改正前、下線部でございます。育児休業等計画書については、改正後、育児短時間勤務計画書に文言の改正をするものでございます。また育児短時間勤務でございますが、子供が小学校に入るまでの間、勤務時間を変更する制度あり、これについては常勤職員のみが対象となるものでございます。

なお附則としてこの条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、第2条この条例の施行期日前に、育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(真柄克紀君) 日程第12、議案第7号せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第7号せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

租税特別措置法等の改正に伴い所要な規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長(濱登幸恵君) それでは、せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。本条例の改正は、根拠となります租税特別措置法等の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に伴う措置が適用となる対象設備の規定が追加されたことから、条項のずれが生じたことに伴い本条例の規定の整備を図るものでございます。

議案の12ページが改正文、13ページが新旧対照表となっております。それでは新旧対照表によりご説明いたします。改正につきましては、特例措置第3条第1項でございます。改正箇所は3箇所となっております。改正前の条文1行目から第12条第3項の表の第1号を、改正後は、第12条第4項の表の第1号に、改正前2行目となります第45条第2項の表の第1号を、第45条第3項の表の第1号に、改正前中段になります第28条の9第10項を第28条の9第10項第1号にそれぞれ改めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)



○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
お諮りします。  
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 1 3 同意第 1 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 1 3、同意第 1 号せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 15 ページでございます。せたな町教育員会委員の任命について説明を申し上げます。せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町大成区久遠 1 3 0 番地、光銭浩、生年月日、昭和 4 4 年 5 月 2 4 日生まれ 5 3 歳でございます。

次の 1 6 ページに経歴書を記載しております。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。  
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。  
これから同意第 1 号の件を採決いたします。  
この採決は会議規則第 8 1 条の規定により無記名投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただいまの出席議員は 1 1 名です。  
次に立会人を指名いたします。  
会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に横山一康議員、石原広務議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のため皆様に申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

これより投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番、吉田実議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（真柄克紀君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

これより開票を行います。

横山議員、石原議員立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（真柄克紀君） それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効はございません。有効投票のうち賛成11票、以上のとおり賛成多数でございます。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

#### ◎日程第14 諮問第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 17ページでございます。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。人権擁護委員の任期満了に伴い、次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでござ

います。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町60番地、加賀谷和子、生年月日は昭和36年10月10日、60歳でございます。

次のページに経歴書を記載してございます。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本件については、これを適任と認め答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

長くなりましたので40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時40分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

#### ◎日程第15 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第8号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その4でございます。議案第8号物品売買契約の締結についての提案理由を申し上げます。

せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第8号で議決をお願いいたします。物品売買契約の物品につきましては陸砂であります。瀬棚区南川の町有地内の陸砂3万176立方メートルを売払いするものでございます。物品の種類、陸砂、契約の金額1,161万7,760円、契約の相手方、久遠郡せたな町瀬棚区本町312番地、日光産業株式会社、代表取締役、鈴木静治、参考といたしまして事業期間につきましては、契約締結の日の翌日から令和5年4月30日までであります。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別添の議案第8号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第16 報告第1号及び日程第17 報告第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、報告第1号令和3年度健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第2号令和3年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3でございます。ただ今一括上程になりました報告第1号令和3年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和3年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同項第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案の2ページをお開き願います。はじめに健全化判断比率についてご説明いたします。報告いたします健全化判断比率は、財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表すもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標でございます。表の左側、一般財源の標準規模を示す標準財政規模については58億6,820万9,000円でございます。

次に表の上段のせたな町の指標であります。実質赤字比率でございますが、実質収支は黒字であることから実質赤字比率は無しとの算定結果となっております。

次に連結赤字比率でございますが、実質的な収支は黒字、資金不足は発生していないことから連結赤字比率につきましても無しとの算定結果となっております。

続いて実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対しての割合を示す比率であります。これは過去3カ年の平均値でございますが、令和3年度は8.7%で前年度と比べましてマイナス0.1ポイントとなっております。この要因といたしまして、一般会計特別会計における元利償還金の減、固定資産の増加や普通交付税の再算定により分母となる標準財政規模が大きくなったことによるものです。

次に将来負担比率につきましては、昨年度に引き続き比率は無しとの算定結果となっております。このように令和3年度決算に基づく健全化判断比率は早期健全化基準をクリアしております。

次に3ページは、令和3年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございます。総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和3年度公営企業資金不足比率について説明をいたします。公営企業会計に係る法適用の病院事業、法非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの5事業に係る剰余金でございます。病院事業会計では10億6,477万1,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債等の差額となっておりますので、実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で199万8,000円、公共下水道事業特別会計で159万3,000円、漁業集落排水事業特別会計で15万3,000円、風力発電事業特別会計で1,471万1,000円の剰余金となりました。

次に資金不足比率でございますが、前年度と同様に、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから11ページまでは、経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見としまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第18 認定第1号ないし認定第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、認定第1号令和3年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第11号令和3年度せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの令和3年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか9つの特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げます。この予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査としたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

ただいまより暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時59分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

皆様にお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、ご理解いただけますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） それではそのように取り計らいたしたいと思います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時11分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に平澤等議員、副委員長に横山一康議員が互選された旨、報告がございました。

◎日程第19 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、意見書案第1号国民の祝日海の日を7月20日への固定化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野議員。

○5番（熊野主税君） 国民の祝日海の日を7月20日への固定化を求める意見書案の提案理由を述べます。国民の祝日海の日は、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降7月の第3月曜日になっております。国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会にするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第20 意見書案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第20、意見書案第2号道教委これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多議員。

○3番(本多 浩君) ただいま上程されました意見書案第2号についての提案理由を申し上げます。

現在、道教委で進めている高等学校の再編や統合については、地域の要望や実情を踏まえたものとなっております。配置計画による市町村を超えた統合、再編により子供達は遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされます。保護者の経済的負担も大きくなるほか、過疎化が進むことによって経済や産業、文化などに大きく影響を及ぼすこととなります。北海道の実情には見合わない指針の抜本的見直しなど3つの項目について要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出いたします。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第21 意見書案第3号



○議長（真柄克紀君） 日程第21、意見書案第3号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田議員。

○1番（吉田 実君） ただいま上程されました意見書案第3号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提案理由を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、現在の世界情勢はまだまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染拡大や原油等の価格上昇、さらにはロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより原油や生産資材、穀物相場の高騰が続いております。こうした中で各国では、国民生活に必要な食料の安定供給を図るため、食料安全保障を最重要課題として食料生産の施策強化に動き出し、我が国においても2020年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定しております。しかしながら高齢化や人口減少、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題に加え、近年多発する自然災害により食料生産の基盤が脆弱化しており農業経営を圧迫させる危機的状況にあります。さらにはコロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫増大による価格低下、燃油や飼料、肥料などの生産資材価格等が歴史的な高騰を続けるなど基盤強化や新たな施策に向けた予算の確保が不可欠となっています。食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成を図るべく地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第22 意見書案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第22、意見書案第4号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただいま上程されました意見書案第4号の説明を申し上げます。水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書案でございます。

肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い打ちをかける円安で生産資材の高騰と資材の不足に生産者は直面しております。今必要なことは生産者を励まして生産を増やし食料自給率を引き上げることで次の対策を強く求めます。

1、水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。

2、肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。

ほか2点、計4点、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

### ◎日程第23 意見書案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、意見書案第5号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 意見書案第5号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書案、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書案、てん菜は北海道農業の基幹作物として重要な役割を果たしています。北海道のてん菜糖は、国産砂糖の8割を占め砂糖の自給率40%をささえています。国産砂糖の生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度で、てん菜生産者、製糖事業者への交付金などで生産振興が図られ、交付金対象数量として、てん菜製糖量64万トンを枠としています。輸入調整金収支の赤字

を理由に産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっております。てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。世界的な食料危機、食料高騰のなか輸入に依存した食に不安が広がっています。砂糖の輸入を減らし国産砂糖を守り本腰を入れて食料自給率を引き上げる政策に転換することが必要です。

よって次の政策を強く求めます。

1つ、食料の安定供給、食料自給率を引き上げるために、てん菜生産への支援を強めること。

1つ、製糖事業者への支援を強めること。

1つ、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第24 意見書案第6号

○議長(真柄克紀君) 日程第24、意見書案第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大湯議員。

○7番(大湯圓郷君) ただいま上程されました意見書案第6号国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

北海道は豊かで美しい自然、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担っており、北海道ならではの独自性や優位性を生かした持続可能な活力ある北海道の実現を目指しております。このような中で大地に広がる道路を取り巻く環境は、激甚化する自然災害や巨大地震等の発生リスクの増大、さらには橋梁等道路施設の老朽化など様々な課題を抱えており、安定的な物流や人流の確保、活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上

が必要不可欠であります。また寒冷で積雪の多い本道においては、安定的な除排雪の体制確保、冬期間の住民の安全安心を図ることが必要であります。今後においては、国と地方の適切な役割分担のもと国土の根幹である高規格道路や市町村道に至る道路ネットワークの計画的な整備、さらにはポストコロナを見据えた物流や観光をはじめとする経済回復に資する道路整備などに向けた安定的かつ継続的な予算を確保するべく地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第25 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第25、発議第1号を議題といたします。三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

#### ◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で令和4年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでした。

閉会 午後5時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月22日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 道 高 勉

署名議員 大 湯 圓 郷